福祉教育委員会資料

豊橋市障害者福祉基本計画 (2024-2029) 資料編 (案)

> 令和5年11月 福祉部 障害福祉課

本計画において、障害者福祉の理解を進め、内容を理解しやすくするために、専門用語などはできる限り控えて記載をしております。ただし、専門用語を使わないと伝えわりにくい内容もありますので、その場合は、右肩に※印を記載し、資料編の用語解説(78ページ以降)で解説しています。

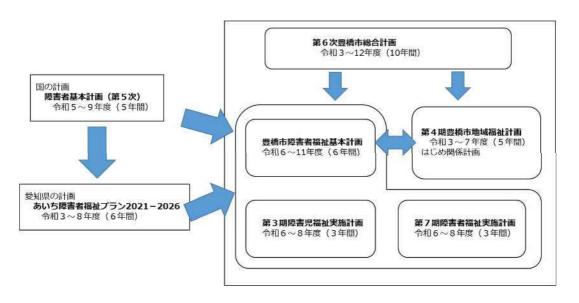
目次

1.	主な関係計画について	
	(1) 関係計画の基本理念について	4
2.		
	(1) 体制について	5
	(2) 計画策定会議設置要綱について	5
3.	障害者(児)の現状について	7
	(1) 本市人口の推移について	7
	(2) 手帳所持者について	8
	(3) 難病法に基づく特定医療費受給者・愛知県特定疾患医療給付受給者	
	及び豊橋市小児慢性特定疾病医療給付受給者の状況について1	
	(4) 発達障害者について 2	20
4.	前計画の評価について2	21
	(1) 前計画の体系図について2	21
	(2) 前計画の取組内容の評価について 2	22
5.	アンケート調査について	32
	(1) 目的について3	32
	(2) 実施方法について 3	32
	(3) アンケート回収状況について 3	33
	(4) アンケート結果について 3	34
6.	アンケート等を踏まえた課題について	72
	(1) 障害者毎のまとめ	72
	(2) 障害者福祉基本計画に考慮が必要な課題抽出 7	76
7.	パブコメ意見について8	30
8.	用語解説 8	31
9.	各種図表 (計画体系図新旧比較表ほか)	91
	(1) 計画の見直し内容等	
10	計画策定スケジュール	19
10.	可岡水ルハノマユ /v	, ᠘
11.	隨害者に関係するマークの一例	93

1. 主な関係計画について

(1) 関係計画の基本理念について

「豊橋市障害者福祉基本計画」は、障害者基本法に基づいた施策に関する基本的な 事項を関係計画との整合性を保った内容で策定する計画です。



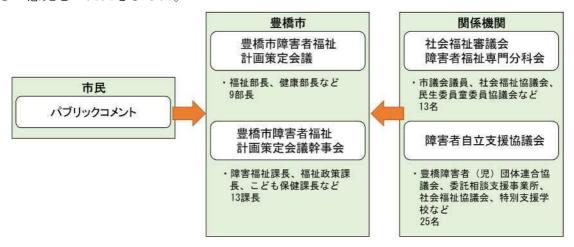
<主な関係計画の基本理念>

関係	策定	計画	基本理念
計画	主体	期間	基 华连心
第5次障害 者基本計画 [*]	Ħ	令和 5~ 9 年度	・障害者権利条約※「障害者の人権及び基本的自由の 享有を確保し障害者固有の尊厳の尊重を促進する」 ・障害者基本法 [※] 「全ての国民が、障害の有無によつ て分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊 重し合いながら共生する社会を実現」
あいち障害 者福祉プラ ン 2021- 2026**	県	令和 3~ 8 年度	「全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけが えのない個人として尊重され、障害の有無によって分 け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人 格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実 現」
第6次豊橋 市総合計画	市	令和 3~ 12 年度	まちづくりの基本理念「私たちがつくる 未来をつくる」
第4期豊橋市地域福祉計画	市	令和 3~ 7 年度	「全ての人が関心を持って、お互いに支え合い、いき いきと暮らせる地域社会の実現」

2. 策定体制について

(1) 体制について

計画改訂のため、庁内に豊橋市障害者福祉計画策定会議と幹事会を設置し、計画の検討・見直しを行いました。また、議会障害者福祉専門分科会や障害者自立支援協議会を通じ、関係者からの意見をいただくとともに、パブリックコメントを通じ市民からの意見をいただきました。



(2) 計画策定会議設置要綱について

(趣旨)

第1条 豊橋市障害者福祉計画(以下「計画」という。)の策定について必要な事項を検討するため、豊橋市障害者福祉計画策定会議(以下「策定会議」という。)を 設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定会議は、次の事務を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
 - (2) 計画の立案
 - (3) その他目的達成に必要な事項の検討

(策定会議)

- 第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
 - 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
 - 5 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 策定会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は、次の事務を所掌し、幹事長は策定会議に必要な資料を提出する。
- (1) 計画の策定に関する必要事項の調査検討及び調整
- (2) 計画素案の作成
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。 (意見聴取)
- 第5条 計画の策定に当たり、必要に応じて社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及 び豊橋市障害者自立支援協議会に意見等を求めるものとする。

(各課調整)

第6条 計画の策定に当たって必要となる項目の確認や事業の状況把握等を行うため、庁内の関係各課と調整・協議等を行うものとする。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、福祉部障害福祉課に設置する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、計画の策定等に関して必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 策定会議

役職	職名
会長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	健康部長兼保健所長
委員	総務部長
	財務部長
	企画部長
	こども未来部長兼福祉事務所副所長
	産業部長
	都市計画部長
	教育部長

別表第2 (第4条関係) 幹事会

役職	職名
幹事長	障害福祉課長
副幹事長	福祉政策課長
委員	人事課長
	契約検査課長
	政策企画課長
	広報広聴課長兼広報戦略室長
	保育課長
	健康増進課長
	こども保健課長
	こども発達センター事務長
	商工業振興課長
	都市交通課長
	学校教育課長

3. 障害者(児)の現状について

(1) 本市人口の推移について

令和5年4月1日現在、本市の総人口は369,725人となっています。総人口の推移をみると、平成22年まで増加しましたが、22年を境に減少に転じています。

年齢区分別人口の推移(図表 1)をみると、総人口の最も多かった平成 22 年と比較して、 $0\sim17$ 歳は 14.4%減少しているのに対し、65 歳以上は 28.3%と大幅に増加しており、人口減少、少子・高齢化の進行がうかがえます。また、この傾向は今後も続くものと予想されます。

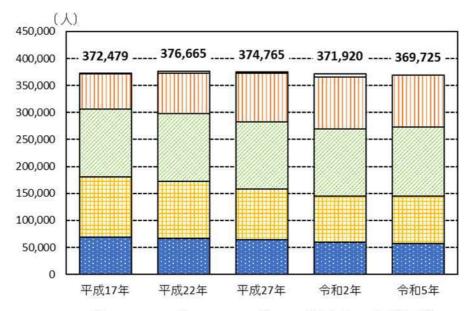
図表1 年齢区分別人口の推移

/		1
1	Λ	١
1	/	,

()()						
年 区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	平成22年に 対する増減
総人口	372,479	376,665	374,765	371,920	369,725	△6,940 [△1.8%]
0~17歳	69,312	67,218	64,426	59,389	57,531	$\triangle 9,687[\triangle 14.4\%]$
18~39歳	111,367	104,865	93,954	86,060	87,784	\triangle 17,081[\triangle 16.3%]
40~64歳	125,550	125,369	124,484	124,576	127,172	1,803[1.4%]
65歳以上	65,305	75,780	89,758	95,757	97,238	21,458[28.3%]
年齢不詳	945	3,433	2,143	6,138	0	△3,433[△100%]

資料:国勢調査(令和5年は「豊橋市総務部行政課発表データ 令和5年4月1日現在」)

・平成22年に対する増減の[]は増減率



■0~17歳 ■18~39歳 □40~64歳 □65歳以上口年齢不詳

(2) 手帳所持者について

総人口に占める手帳所持者の割合(図表 2)は、身体障害者手帳所持者が 3.0%と 最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者が 1.3%、療育手帳所持者が 0.9%となって います。

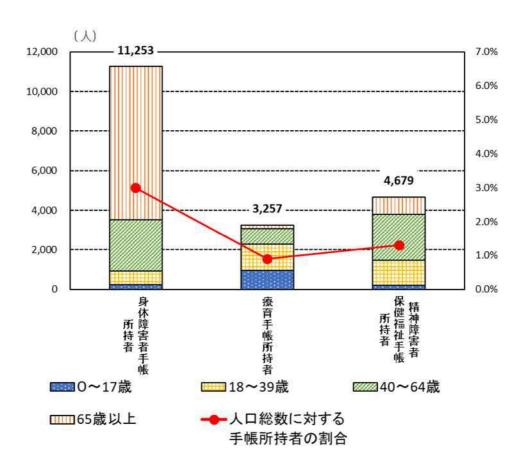
図表2 総人口に占める手帳所持者の割合(令和5年4月1日現在)

(人)

年齢 区分	総数	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
総人口	369,725	57,531	87,784	127,172	97,238
身体障害者手帳	11,253	228	706	2,583	7,736
所持者	(3.0%)	(0.4%)	(0.8%)	(2.0%)	(8.0%)
佐女工能正性老	3,257	964	1,313	781	199
療育手帳所持者	(0.9%)	(1.7%)	(1.5%)	(0.6%)	(0.2%)
精神障害者保健	4,679	193	1,282	2,306	898
福祉手帳所持者	(1.3%)	(0.3%)	(1.5%)	(1.8%)	(0.9%)

資料:障害福祉課(令和5年4月1日現在)

・ () は各年齢の総人口に占める割合



ア 身体障害者手帳所持者の状況について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法*に定める身体機能に障害のある者に対して、県(指定都市・中核市)が交付します。

令和5年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は11,253人です。(図表3)障害の等級別では1級が最も多く、手帳所持者全体の31.7%(3,566人)を占めています。年齢別では65歳以上が最も多く、手帳所持者全体の68.7%(7,736人)を占め、前計画調査における平成29年4月1日時点の67.9%と比べて、高齢者の割合は増加しています。

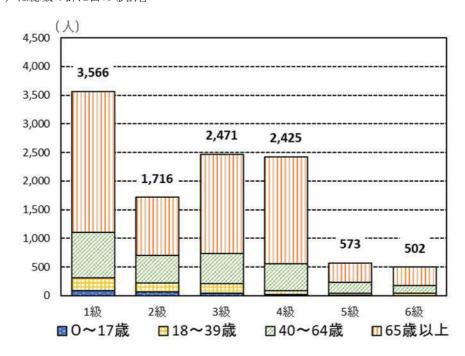
図表3 障害の等級別・年齢別・身体障害者手帳所持者数

(人)

年齢 等級	総数	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
1級	3,566 (31.7%)	88	227	794	2,457
2級	1,716 (15.2%)	63	160	480	1,013
3級	2,471 (22.0%)	39	178	519	1,735
4 級	2,425 (21.5%)	21	65	468	1,871
5級	573 (5.1%)	13	36	186	338
6 級	502 (4.5%)	4	40	136	322
計	11,253 (100%)	228 (2.0%)	706 (6.3%)	2,583 (23.0%)	7,736 (68.7%)

資料:障害福祉課(令和5年4月1日現在)

- ・等級は障害の程度を計るための基準であり、1級に近づくほど障害程度が重くなります
- ・ () は総数の計に占める割合



障害の等級別では、すべての等級で減少しています(図表5)。

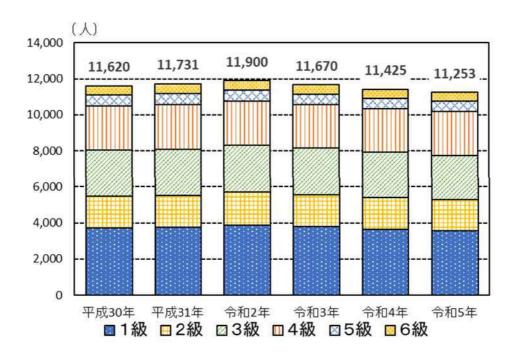
図表5 障害の等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

等級	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年に 対する増減	
1 √π.	3,729	3,748	3,867	3,778	3,637	3,566	$\triangle 163$	
1級	(32.1%)	(31.9%)	(32.5%)	(32.4%)	(31.8%)	(31.7%)	$[\triangle 4.4\%]$	
2級	1,751	1,775	1,830	1,796	1,752	1,716	$\triangle 35$	
△ 形义	(15.1%)	(15.1%)	(15.4%)	(15.4%)	(15.3%)	(15.2%)	$[\triangle 2.0\%]$	
3級	2,545	2,571	2,615	2,579	2,532	2,471	$\triangle 74$	
3 形文	(21.9%)	(21.9%)	(22.0%)	(22.1%)	(22.2%)	(22.0%)	$[\triangle 2.9\%]$	
4級	2,456	2,484	2,465	2,403	2,425	2,425	$\triangle 31$	
4 形文	(21.1%)	(21.2%)	(20.7%)	(20.6%)	(21.2%)	(21.5%)	$[\triangle 1.3\%]$	
E 417	612	621	597	594	578	573	$\triangle 39$	
5級	(5.3%)	(5.3%)	(5.0%)	(5.1%)	(5.1%)	(5.1%)	$[\triangle 6.4\%]$	
6級	527	532	526	520	501	502	$\triangle 25$	
0 形义	(4.5%)	(4.5%)	(4.4%)	(4.5%)	(4.4%)	(4.5%)	$[\triangle 4.7\%]$	
計	11,620	11,731	11,900	11,670	11,425	11,253	$\triangle 367$	
計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	$[\triangle 3.2\%]$	

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

・平成30年 \sim 令和5年の()は年における計に占める割合 ・平成30年に対する増減の [] は増減率



平成30年から令和5年までの推移についてみると、全体で3.2%(367人)減少し ています(図表4)。

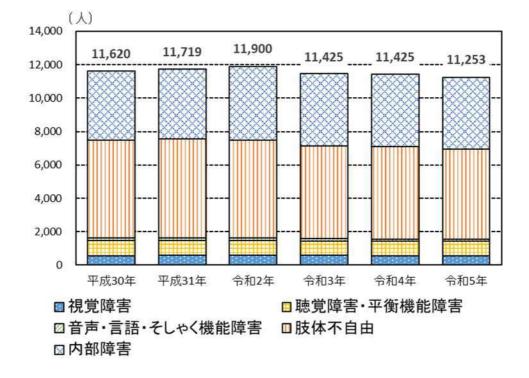
障害の種類別では、「内部障害」以外は減少しています。また、「肢体不自由」 が最も多く、令和5年では手帳所持者全体の47.9%(5,393人)を占めています。

図表4 障害の種類別・身体障害者手帳所持者数の推移

年 種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年に 対する増減
視覚障害	572 (4.9%)	578 (4.9%)	597 (5.0%)	575 (4.9%)	560 (4.9%)	567 (5.0%)	$\triangle 5$ [$\triangle 0.9\%$]
聴覚障害・ 平衡機能障害	898 (7.7%)	908 (7.7%)	894 (7.5%)	874 (7.5%)	858 (7.5%)	850 (7.6%)	$\begin{array}{c} [\triangle 0.9\%] \\ \triangle 48 \\ [\triangle 5.3\%] \end{array}$
音声・言語・ そしゃく機能 障害	137 (1.2%)	129 (1.1%)	131 (1.1%)	131 (1.1%)	127 (1.1%)	122 (1.1%)	△15 [△10.9%]
肢体不自由	5,882 (50.6%)	5,956 (50.8%)	5,873 (49.4%)	5,721 (49.0%)	5,564 (48.7%)	5,393 (47.9%)	△489 [△8.3%]
内部障害	4,131 (35.6%)	4,148 (35.4%)	4,405 (37.0%)	4,369 (37.4%)	4,316 (37.8%)	4,321 (38.4%)	190 [4.6%]
計	11,620 (100%)	11,719 (100%)	11,900 (100%)	11,670 (100%)	11,425 (100%)	11,253 (100%)	$\begin{array}{c} \triangle 367 \\ [\triangle 3.2\%] \end{array}$

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

・平成30年 \sim 令和5年の()は年における計に占める割合 ・平成30年に対する増減の [] は増減率



イ 療育手帳所持者の状況について

療育手帳は、児童相談所**又は知的障害者更生相談所**(県・指定都市等)において知的障害と判定された人に、居住地の市町村経由で県(指定都市等)が交付します。

療育手帳の所持者数は、令和 5 年 4 月 1 日現在、3,257 人となっており、等級別では最重度であるA判定の人が多い状況となっています(図表 6)。年齢別では $0\sim17$ 歳と $18\sim39$ 歳の 40 歳未満が手帳所持者全体の 69.9%(2,277 人)を占めるなど、手帳所持者に占める若年者の割合が高くなっています。

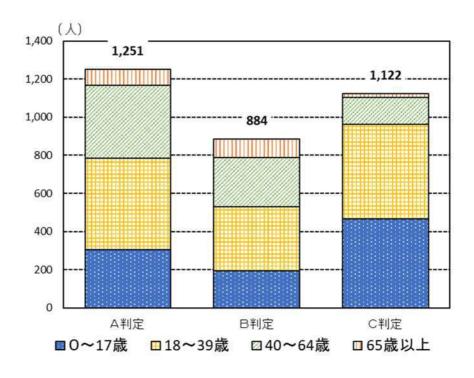
図表6 障害の程度別・年齢別・療育手帳所持者数

1	Į.	1
(八	.)

年齢 等級	総数	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
A判定	1,251 (38.4%)	304	481	381	85
B判定	884 (27.1%)	194	336	257	97
C判定	1,122 (34.4%)	466	496	143	17
計	3,257 (100%)	964 (29.6%)	1,313 (40.3%)	781 (24.0%)	199 (6.1%)

資料:障害福祉課(令和5年4月1日現在)

- ・等級は重度(A判定)、中度(B判定)、軽度(C判定)となります
- ・ () は総数の計に占める割合



平成30年から令和5年までの推移をみると、全体で16.3%(456人)増加してお り、等級区分別では、C判定の増加率が最も高くなっています(図表 7)。

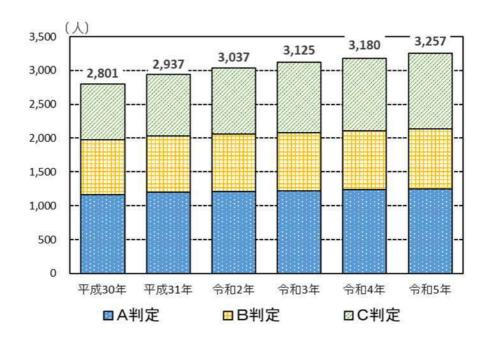
図表7 障害の程度別・ 療育手帳所持者数の推移

(人)

等級	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年に対する増減
A判定	1,166	1,201	1,212	1,223	1,235	1,251	85
	(41.6%)	(40.9%)	(39.9%)	(39.1%)	(38.8%)	(38.4%)	[7.3%]
B判定	808	828	848	859	876	884	76
	(28.8%)	(28.2%)	(27.9%)	(27.5%)	(27.5%)	(27.1%)	[9.4%]
C判定	827 (29.5%)	908 (30.9%)	977 (32.2%)	1,043 (33.4%)	1,069 (33.6%)	1,122 (34.4%)	295 [35.7%]
計	2,801	2,937	3,037	3,125	3,180	3,257	456
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	[16.3%]

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

・平成30年~令和5年の() は年における計に占める割合 ・平成30年に対する増減の[] は増減率



ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者などの状況について

精神障害者保健福祉手帳は、居住地の市町村経由で県(指定都市)が一定の精神 障害の程度にあることを認定して交付します。

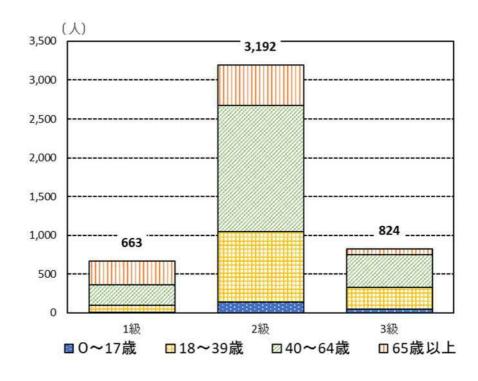
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和 5 年 4 月 1 日現在で 4,679 人となっており、障害の等級別では 2 級の人が最も多く全体の 68.2%を占めています(図表 8)。年齢別では $40\sim64$ 歳が手帳所持者全体の 49.3%(2,306 人)を占めています。

図表8 障害の等級別・年齢別・精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

年齢 等級	総数	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
1級	663 (14.2%)	9	88	262	304
2級	3,192 (68.2%)	137	910	1,629	516
3級	824 (17.6%)	47	284	415	78
計	4,679 (100%)	193 (4.1%)	1,282 (27.4%)	2,306 (49.3%)	898 (19.2%)

資料:障害福祉課(令和5年4月1日現在) ・()は総数の計に占める割合



平成30年から令和5年までの5年間では、全体で51.8% (1,597人) 増加しており、特に2級の人が著しく増加しています(図表9)。

図表9 障害の等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

等級	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年に対する増減
1級	499	532	533	587	624	663	164
	(16.2%)	(15.7%)	(14.5%)	(14.7%)	(14.6%)	(14.2%)	[32.9%]
2級	1,924	2,147	2,384	2,581	2,857	3,192	1,268
	(62.4%)	(63.5%)	(64.9%)	(64.8%)	(66.8%)	(68.2%)	[65.9%]
3級	659	700	755	815	793	824	165
	(21.4%)	(20.7%)	(20.6%)	(20.5%)	(18.6%)	(17.6%)	[25.0%]
計	3,082	3,379	3,672	3,983	4,274	4,679	1,597
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	[51.8%]

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

- ・等級は、精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両方から総合的に判定されます
- ・平成30年~令和5年の()は年における計に占める割合
- ・平成30年に対する増減の[]は増減率



精神保健福祉法*における「精神障害者」とは、統合失調症*、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する人となります。

本市の自立支援医療 (精神通院医療) *制度による把握では、令和5年ではうつ病などが4,101人(50.4%) と最も多く、平成30年に比べ1,484人(55.4%) 増加しており、増加傾向が顕著です(図表10)。また、数自体は少ないものの、心理的発達の障害(広汎性発達障害、学習障害など)、小児(児童) 期及び情緒の障害(多動性障害など)が大きな伸びを示しています。

図表10 精神疾患別患者数の推移

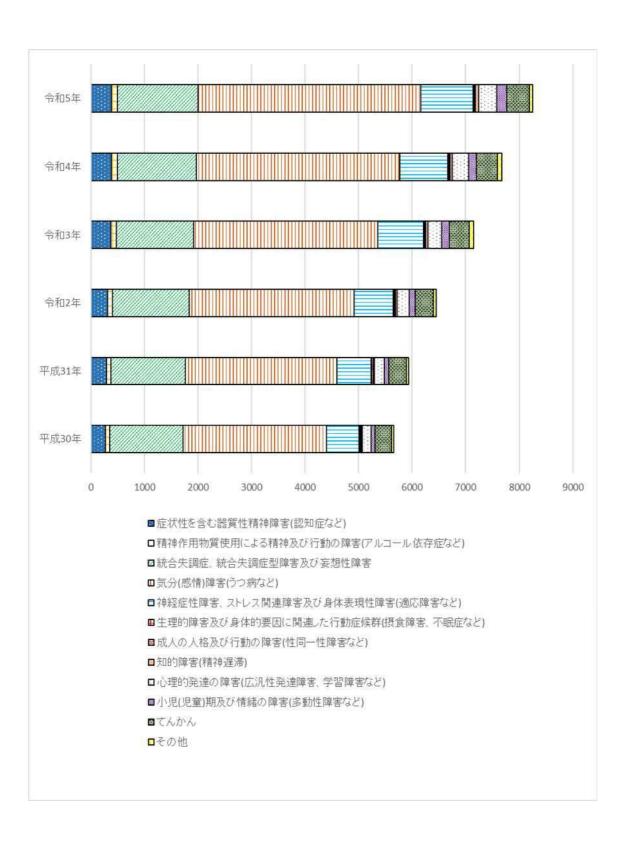
(人)

	"沃芯끼芯4	1 3X -> 1E >					
年 疾患	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年に 対する増減
症状性を含む器質 性精神障害(認知症 など)	271 (4.8%)	293 (4.9%)	316 (4.9%)	372 (5.2%)	389 (5.1%)	387 (4.7%)	116 [42.8%]
精神作用物質使用 による精神及び行 動の障害(アルコー ル依存症など)	83 (1.5%)	78 (1.3%)	86 (1.3%)	110 (1.5%)	108 (1.4%)	107 (1.3%)	24 [28.9%]
統合失調症、統合 失調症型障害及び 妄想性障害	1,368 (24.2%)	1,394 (23.5%)	1,431 (22.2%)	1,440 (20.1%)	1,471 (19.2%)	1,508 (18.3%)	140 [10.2%]
気分(感情)障害(う つ病など)	2,677 (47.4%)	2,829 (47.6%)	3,082 (47.8%)	3,441 (48.1%)	3,804 (49.6%)	4,161 (50.4%)	1,484 [55.4%]
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (適応障害など)	609 (10.8%)	638 (10.7%)	736 (11.4%)	853 (11.9%)	898 (11.7%)	980 (11.9%)	371 [60.9%]
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(摂食障害、不眠症など)	16 (0.3%)	18 (0.3%)	18 (0.3%)	18 (0.3%)	16 (0.2%)	19 (0.2%)	3 [18.8%]
成人の人格及び行 動の障害(性同一性 障害など)	22 (0.4%)	21 (0.4%)	19 (0.3%)	22 (0.3%)	24 (0.3%)	19 (0.2%)	∆3 [∆13.6%]
知的障害(精神遅滞)	22 (0.4%)	27 (0.5%)	31 (0.5%)	41 (0.6%)	41 (0.5%)	58 (0.7%)	36 [163.6%]
心理的発達の障害 (広汎性発達障害、 学習障害など)	166 (2.9%)	180 (3.0%)	226 (3.5%)	255 (3.6%)	307 (4.0%)	342 (4.1%)	176 [106.0%]
小児(児童)期及び 情緒の障害(多動性 障害など)	75 (1.3%)	84 (1.4%)	110 (1.7%)	149 (2.1%)	148 (1.9%)	191 (2.3%)	116 [154.7%]
てんかん	303 (5.4%)	332 (5.6%)	345 (5.3%)	369 (5.2%)	387 (5.0%)	418 (5.1%)	115 [38.0%]
その他	40 (0.7%)	46 (0.8%)	49 (0.8%)	77 (1.1%)	77 (1.0%)	65 (0.8%)	25 [62.5%]
# 	5,652 (100%)	5,940 (100%)	6,449 (100%)	7,147 (100%)	7,670 (100%)	8,255 (100%)	2,603 [46.1%]

資料:自立支援医療制度(精神通院医療)の受給者からの把握

[・]平成30年~令和5年の()は年における計に占める割合

[・]平成30年度に対する増減の[]は増減率



(3) 難病法に基づく特定医療費受給者・愛知県特定疾患医療給付受給者及び 豊橋市小児慢性特定疾病医療給付受給者の状況について

難病とは、原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の 療養を必要とする疾患です。

平成27年1月1日から難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が始まり、難病のうち国内の患者が一定数以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病(指定難病)については難病法に基づく特定医療費助成制度によって、それ以外の疾患(特定疾患4疾患及び愛知県単独2疾患)については愛知県特定疾患医療給付事業によって医療費が助成されます。指定難病の病名の主なものはパーキンソン病*・全身性エリテマトーデス*・潰瘍性大腸炎*などです。令和5年3月31日現在で特定医療費受給者数は2,275人、特定疾患医療給付受給者数は6人です。

「小児慢性特定疾病」については、児童福祉法*に規定され、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付です。給付者数は令和5年3月31日現在、先天性代謝異常*、慢性心疾患*、悪性新生物*など14分類、332人となっています(図表11)。

図表11 難病法に基づく特定医療費受給者・愛知県特定疾患医療給付受給者・小児慢性特 定疾病医療給付受給者数の推移 (人)

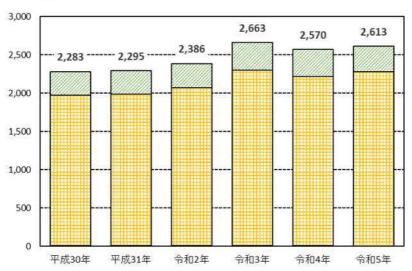
		可以又和任务	イップ1圧/1万				
医分 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年に 対する増減
難病法に基づく 特定医療費 受給者数	1,964 (86.0%)	1,979 (86.2%)	2,062 (86.4%)	2,295 (86.2%)	2,212 (86.1%)	2,275 (87.1%)	311 [15.8%]
愛知県特定 疾患医療給付 受給者数	10 (0.4%)	8 (0.3%)	9 (0.4%)	8 (0.3%)	7 (0.3%)	6 (0.2%)	∆4 [∆40.0%]
豊橋市小児慢性 特定疾病医療 給付受給者数	309 (13.5%)	308 (13.4%)	315 (13.2%)	360 (13.5%)	351 (13.7%)	332 (12.7%)	23 [7.4%]
計	2,283 (100%)	2,295 (100%)	2,386 (100%)	2,663 (100%)	2,570 (100%)	2,613 (100%)	330 [14.5%]

資料:健康増進課・こども保健課(各年3月31日現在)

・平成30年~令和5年の()は年における計に占める割合

・平成30年度に対する増減の[]は増減率





- ■愛知県特定疾患 医療給付受給者数
- 豊橋市小児慢性特定疾患 医療給付受給者数

□特定疾患(指定難病) 医療給付受給者数

(4)発達障害者について

発達障害者支援法*における「発達障害」とは、「自閉症^{#1}、アスペルガー症候 群^{#2}その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)^{#3}、注意欠陥多動性障害(ADH D)^{#4}その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発 現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障害者」 とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者、「発達障 害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満の者とされています。

発達障害者は、精神面・運動面の発達に何らかの障害があるため、日常生活に支障があり、社会に適応するための支援が必要です。特徴としては、①脳の中枢神経系の機能の発達の障害である(もともと持っている)、②乳幼児期に発症する(生まれつきであるが、気付くのがその時期)、③安定した経過をとる(特性はずっと持ったまま、成長していく)などがあります。

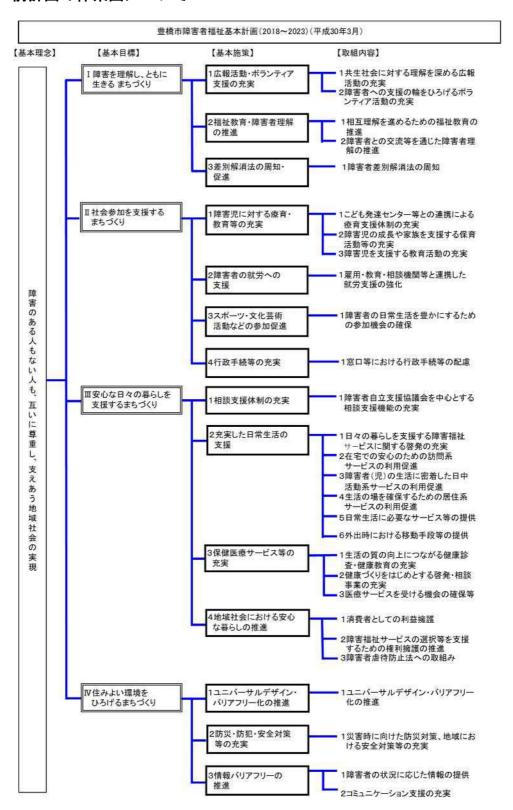
医学的には発達障害の診断基準は明確化されておらず、また発達障害者(児)の みを対象とした手帳の交付制度がないため、発達障害者の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

用語解説

- #1 自閉症:3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、② 言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわること、を特徴 とする行動の障害
 - ・ 高機能自閉症: 自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの
- #2 アスペルガー症候群:知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症のうち言葉の 発達の遅れを伴わないもの
 - 高機能自閉症とアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類される。
- #3 学習障害(LD):基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
- #4 注意欠陥多動性障害(ADHD):年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

4. 前計画の評価について

(1) 前計画の体系図について



(2) 前計画の取組内容の評価について

ア 全体評価 (評価表) について

「豊橋市障害者福祉計画(2018-2023)」の基本施策における取組内容を「A:順調に進んでいる」「B:概ね順調に進んでいる」「C:あまり順調に進んでいない」の3段階の評価基準により、事業担当課による評価を実施しました。評価結果では、「A:順調に進んでいる」、「B:概ね順調に進んでいる」という評価が100%となっており、計画に対して順調に推移している評価結果となっています。

【評価基準】

A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる C:あまり順調に進んでいない

【 I 障害を理解し、ともに生きるまちづくり】

基本目標	基本施策			取組内容	主要事業	評価
			[広報とよはしなどを活用した情報提供	B A
			(1)	共生社会に対する理解を深める広報活動の充実	イベントなどにおける啓発や交流	В
	1	広報活動・ボランティア支援の充実			障害者に関するマークの周知・啓発	В
	1	仏報心到・ハノンティア又接の元天			ボランティアコーディネーターの育成	В
			(2)	障害者への支援の輪をひろげるボランティア活動の充実	「見守りボランティア」活動の充実	В
I 障害を理解し、 ともに生きるまちづ			(2)	四音名への文法の軸をいづけるパブンティア治別の元夫	ボランティアの育成支援	В
くり					ボランティアグループとの協働	В
			(2)	相互理解を進めるための福祉教育の推進	イベントなどによる福祉教育の推進	В
	2	福祉教育・障害者理解の推進	(1)	相互性所で進めるための価値祭用の推進	障害者週間(12月3日~9日)における市民啓発	Α
	2	THTUX月 中古行任所び推進	(2)	障害者との交流等を通じた障害者理解の推進	理解・交流を深める事業の推進	В
			(2)		学校・地域における福祉体験活動の充実	В
	2	障害者差別解消法の周知(新規)	(1)	 障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知(新規)	В
	3 牌告有差別解用法の問知(新規)	 	(1)		職員研修の継続実施(新規)	Α

【Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり】

基本目標	基本施策		基本施策取組内容		主要事業	評価
					障害の早期発見・早期療育	B B
					障害児のいる家庭への支援	В
			(1)	1) こども発達センター等との連携による療育支援体制の充実	黎育関係機関等との連携	B B
					地域における療育のスキルアップ・機能強化	В
					豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	Α
					障害児通所支援給付の実施	В
					「医療的ケアガイド」の充実	Α
	١.١	寮音・教音等の充実			特別支援保育の推進	В
	!	瀬月* 教日寺の元夫			特別支援保育に関する研修機会の充実	A
			(2)	障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実	療育施設等利用時の交流保育の継続実施	A
					こども発達センターと連携した障害児保育及び生活支援の総合サービスの実施	В
Ⅱ 社会参加を支					医療的ケア児への支援(新規)	В
援するまちづくり					専門的な知識を持った相談員による相談活動の充実	В
				障害児を支援する教育活動の充実	各関係機関との連携強化	В
			(3)		特別な支援を必要とする子どもの教育を支援するための人員配置	В
					特別支援教育※を推進する教員の専門性向上	В
					特別な支援を必要とする子どもの健康管理の推進	В
					就労支援機能の強化	В
					福祉的就労から一般就労への移行の推進	В
	2	就労への支援	(1)	雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化	工賃向上に向けた取組みの推進	В
		私力への又抜	(1)	准用*教育*相談機関寺C建携した私ガ又抜い独化	障害者の就労支援への助成制度等の周知	В
					就業支援ネットワークの推進	Α
					ハローワークと連携した障害者雇用、就労支援	В
		フポーツ・文ル活動などの参加促進	(1)	障害者の日常生活を豊かにするための参加機会の確保	指導者などの人材育成の充実	В
	3 スポーツ・文化活動などの参加促進 (1	(1)	呼音句のロホエルで並かに9 Gに60の参加機会の健体	スポーツ・文化活動、生涯学習の充実	Α	
	4	行政手続等の充実	(1)	窓口等における行政手続等の配慮	障害者への適切な配慮のための研修の実施	Α
	1 "	1]以于初寺の元夫	(1)	窓口等における行政手続等の配慮	選挙情報の提供方法の充実と投票所の整備	Α

【Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり】

基本目標		基本施策		取組内容	主要事業	評価
					豊橋市障害者自立支援協議会の相談支援機能の強化	В
	L	相談支援体制の充実	(1)	障害者自立支援協議会を中心とする相談支援機能の充実	相談支援体制の充実・強化	В
		旧訳又版件制の元夫	(1)	降舌有日立叉接協議会を中心とする相談叉接機能の尤夫	関係機関の連携による相談体制の充実	В
					発達障害にかかる相談体制の充実	В
			(1)	日々の暮らしを支援する障害福祉サービスに関する啓発の充実	障害福祉サービスについての情報提供	Α
			(1)	ロベの春らしを文抜りる呼音値位り一に人に関する各先の元美	相談やイベントの機会をとらえた啓発の充実	Α
			(2)	在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	Α
			(3)	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	Α
			(4)	生活の場を確保するための居住系サービスの利用促進	グループホームの確保	Α
	2	日常生活の支援	(4)	生活の場を健休するための居住来リーこ人の利用促進	豊橋市障害者自立支援協議会の地域移行支援機能の強化	В
			(5)	日常生活に必要なサービス等の提供	地域生活支援事業の充実	В
			(0)	日吊生活に必要なり一に入寺の提供	難病患者・家族への支援	В
			(6)		福祉タクシー乗車券交付等移動手段助成制度の周知	Α
				外出時における移動手段等の提供	公共交通機関へのパリアフリー化の推進	В
Ⅲ 安心な日々の					移動を支援するボランティアの育成	В
暮らしを支援するま			(1)	生活の質の向上につながる健康診査・健康教育の充実	乳幼児を対象とした健康診査や健康教育の充実	В
ちづくり			(1)	王治の貝の同工に フなかる健康診査・健康教育の元夫	成人を対象とした健康診査、健康教育の充実	В
					乳幼児の保健相談事業	В
			(2)	健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実	成人の保健相談事業	В
	3	保健医療サービス等の充実			病気の予防や健康づくりについての情報提供	В
	ľ	体社区域 7 こハサの元天			各種医療給付の事施	Α
					11年に集和17の天地	A
			(3)	医療サービスを受ける機会の確保等	医療費助成の実施	Α
					企 康長明成 の 大能	A
			Ш		障害者歯科診療の実施	В
			(1)	消費者としての利益擁護	消費生活講座等を通した消費者教育の推進	Α
					成年後見制度や意思決定支援など権利擁護についての情報提供	Α
	4	地域社会における安心な暮らしの推進	(2)	障害福祉サービスの選択等を支援するための権利擁護の推進		Α
			(2)	件口画位/ こハツ点ハサミ人派 うったのの作刊機成の推進	成年後見制度の利用支援	A
			Ш		事業所との連携による権利擁護の推進	В
				障害者虐待防止法への取組み	障害者虐待防止法への取組み	В

【Ⅳ 住みよい環境をひろげるまちづくり】

基本目標	基本施策			取組内容	主要事業	評価
					ユニパーサルデザインの推進	В
	1 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	(1)	ユニバーサルデザイン・パリアフリー化の推進	パリアフリー化の推進	В	
		(1)		パリアフリーに対応した道路の整備や市営住宅の建て替え及び公園の新設など	В	
					パリングに対応した。足角の正備で中古正元の姓で日元及び五国の利政など	В
	Ⅳ 住みよい環境			市民への防災知識、防災対策についての普及啓発	В	
Ⅳ 住みよい環境					印氏、砂柳久和原、柳久月末についての日及日元	Α
をひろげるまちづく	2	防災・防犯などの安全対策等の充実	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	避難行動要支援者支援事業等の充実	В
l i					犯罪被害防止・交通事故抑止の啓発など	В
					避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	В
			(1)	障害種別に応じた情報の提供	多様な手段による情報提供の充実	Α
	3	情報パリアフリーの推進	(1)	中音性別に応じた 和の徒代	聴覚障害者用福祉サービスの周知	Α
		1月刊/パリノフリーの/住地	(2)	コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション手段の充実	Α
			(2)	コミューソークコン又仮の元夫	コミュニケーション手段の理解促進	В

主要事業の評価					
A 30					
В	58				
C 0					
合計 88					

イ 取組内容ごとの取組内容・成果・課題について

前計画の評価を踏まえた基本施策ごとの成果と課題は、次のとおりです。

【 I 障害を理解し、ともに生きるまちづくり】

<広報活動・ボランティア支援の充実>

成 果

●共生社会に対する理解を深める広報活動の充実

- ○「広報とよはし」や「とよはし社協だより」により、障害者への理解を深める 事業等を周知し、ボランティアによる障害者支援の啓発をしました。
- ○コミュニティラジオなどにより、ボランティア活動や各種講座の紹介、イベント告知などを多様な媒体により情報提供しました。
- ○「いきいきフェスタ」などのイベント開催を通じて、障害者団体、市民、ボランティアとの交流を行ないました。

●障害者への支援の輪をひろげるボランティア活動の充実

- ○ボランティア相談に対応するコーディネーターの資質向上に努めたほか、夜間・土日祝日にも対応できるように 6 人体制で配置しました。
- ○専門的な知識や技術を必要とするボランティアの育成として、手話体験講習会、点訳**ボランティア養成講座などを開催しました。

課 題

- ☑豊橋市が発信する情報に関心が低い人へ情報を届けることが必要です。
- ☑ボランティアの安定的な確保のため、情報提供媒体の拡充や発信を増やし、障害者支援活動や各種行事などをより広く周知することが必要です。
- ☑ボランティア活動の充実のほか、障害者支援の制度や多様化する支援ニーズの必要性への理解を促進し、ボランティアに関心のある人からの相談にきめ細かな対応が必要です。

<福祉教育・障害者理解の推進>

成 果

●相互理解を進めるための福祉教育の推進

- ○「いきいきフェスタ」において「手話体験コーナー」などを設置し、障害者理解を推進したほか、学生ボランティアの障害者理解も深めました。
- ○障害者週間に合わせ、障害者の作品を展示する絵画展や障害の有無に関わらず 参加できる様々なイベントを開催しました。

●障害者との交流等を通じた障害者理解の推進

- ○居住地校交流や学校間交流などにより、障害のある子とない子の交流や作品や 手紙を交換する機会を提供しました。
- ○学校における福祉体験活動として、福祉関係機関等の出前講座や車いす体験などを実施し、福祉に関する学びの充実を図りました。

課 題

- ☑幅広く市民の参加を促進するため、福祉イベントや行事のテーマとして話題性、 時事性、社会の動きを反映するなどの工夫が必要です。
- ☑学校からの依頼に対応するため、福祉教室などのボランティアや障害者講師の人 材確保が必要です。

<障害者差別解消法*の周知>

成 果

●障害者差別解消法の周知

- ○障害を理由とする不当な差別の禁止、合理的配慮の提供について、基幹相談支援センターや職員などにより、市民や障害福祉サービス提供事業所などへ障害者差別解消法に関する出前講座を行いました。
- ○障害福祉サービス事業所向けに出前講座や権利擁護研修会を年数回開催しました。
- ○市ホームページや商工会議所による周知などにより、多くの事業者に障害者差 別解消法の周知をしました。
- ○豊橋市新規採用職員などに障害者差別解消法の研修を行いました。

課 題

☑事業者に義務化される障害者への合理的配慮などについて、理解の浸透を確認しながら、継続的な周知が必要です。

【Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり】

<療育・教育等の充実>

成 果

●こども発達センター[※]等との連携による療育支援体制の充実

- ○乳幼児健康診査などで、障害の疑いのある児の早期発見に努め、健診事後教室 や事後相談などにより発育発達を確認し適切な療育機関と連携した支援を行い ました。
- ○発達に心配のある児童に対して、親子通園つつじ教室を通して、成長・発達を 促すとともに保護者への育児支援を行いました。
- ○障害の疑いのある児や保護者の気持ちに寄り添い、保育園や関係機関と連携して、児の成長や発達に対応した支援を行いました。
- ○保育所、幼稚園、認定こども園などへの巡回相談、学校や療育機関などの支援、保護者や福祉・教育関係者へ研修会や勉強会などを開催しました。
- ○医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、「障害児・者のための医療的ケアガイド」を充実させ、障害児・者のための福祉サービスの紹介や医療・介護 保険対象サービスなどの周知を行いました。

●障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実

- ○発達に障害のある児童の保育所での受入れ体制の充実のため、加配保育士配置 のための補助を実施するなどの支援を行いました。
- ○保育園・認定こども園の職員の資質向上のため、研修の充実を図りました。
- ○医療的ケアが必要な児童・生徒の充実した生活支援と保護者の負担軽減のため、保育所などへ看護師の派遣を行いました。

●障害児を支援する教育活動の充実

- ○にじの子相談室への幼少期の保護者相談が増加を踏まえ、心理カウンセラーや スクールカウンセラーなどの専門相談の充実を図りました。
- ○特別支援学級担当に対し、就労と進路をテーマに研修を開催しました。

課 題

- ☑早期療育が必要な乳幼児の増加により、専門医診療の初診待ち期間が長期化しているため、対応が必要です。
- ☑障害に対する保護者の受容が欠かせないことから、子どもの障害に気付き受容に 至るまでの保護者へのフォローや障害児通所支援事業などへの十分な理解を促す ための取組みが必要です。
- ☑障害児保育の対象児童が年々増加するなか、特別支援保育を受け入れる保育施設のさらなる拡充や保育士の確保を含め、スキルアップのための研修機会の拡大と内容の充実が必要です。
- ☑支援員の確保と併せ、愛知県医療療育総合センター、東三河児童・障害者相談センターなどの専門機関との情報提供・交換が円滑に行われるよう、これまで以上の連携が必要です。
- ☑共生社会に向けインクルーシブ教育※を推進していくことが必要です。

<就労への支援>

成 果

●雇用・教育・相談機能等と連携した就労支援の強化

- ○特別支援学校生徒の進路選択支援のため、市内の日中活動系の障害福祉サービス事業所を紹介する「障害福祉サービス事業所フェア」を開催しました。
- ○障害者自立支援協議会の就労支援専門部会において、福祉就労から一般就労へ の移行や工賃向上の取組推進に関する検討会を開催しました。
- ○ハローワークと連携して、企業の雇用担当者を対象とした研修会を開催したほか、就職面接・相談会や事業種支援ワークショップに事業所職員や支援員が参加し、法定雇用率*達成に向けての支援を行いました。
- ○就労系事業所職員を対象に、就職のための支援や就職後の定着支援など、就労 支援員の役割を学ぶ研修を開催しました。
- ○障害者優先調達推進法[※]に基づき、授産製品一覧の情報共有により障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進しました。
- ○障害者の一般就労を後押しするため、市庁舎内の「庁内障害者ワークステーションわくわく*」では、各部局から様々な業務を請け負っています。

課 題

- ☑自立支援協議会就労支援専門部会を中心として、関係機関の連携体制の更なる強化を図ることが必要です。
- ☑事業所職員の支援内容の質を向上させるため、利用者のニーズに合わせた研修内容を検討していくことが必要です。
- ☑事業所への工賃向上の取組みへの支援や優先調達の拡充が必要です。
- ✓障害者やその家族に、今後の就労系障害福祉サービス利用の増加を見据えた情報の提供などの周知が必要となっています。

<スポーツ・文化活動などの参加促進>

成 果

●障害者の日常生活を豊かにするための参加機会の確保

- ○福祉レクリエーションボランティアセミナーや、施設職員のための福祉レクリ エーション入門講座を開催しました。
- ○障害者福祉会館「さくらピア」などにおいて、ボッチャ、サウンドテーブルテニスなどのさまざまなスポーツ教室をはじめ、折り紙、陶芸などの文化・芸術教室を開催しました。
- ○名古屋フィルハーモニーの福祉コンサートにおいて、障害者の参加しやすい環 境づくりとして、車いす利用者席を設置しました。

課題

☑より多くの障害者へ、スポーツ、文化・芸術活動の各種講座、活動団体などを紹介して参加を促進することが必要です。

<行政手続きの充実>

成 果

●窓口等における行政手続きなどの充実

- ○市職員に向けて手話研修、障害者差別解消法や障害者コミュニケーション手段 の利用促進に関する条例についての研修を行いました。
- ○選挙公報の音訳、点字版を視聴覚障害者に配布したほか、全投票所に点字による候補者氏名表、投票用紙や点字器を配備しました。
- ○学校体育館等投票所の環境整備として、入り口段差解消のスロープを設置し、 聴覚障害者への配慮として、指差し確認用のコミュニケーションボードを全投 票所に配備しました。
- ○市民課「おくやみコーナー」において、障害者手帳所持者の死亡に関する手続きのワンストップ化を行いました。

課題

- ✓障害者差別解消法や障害者コミュニケーション手段の利用促進に関する条例についての研修を継続的に実施することが必要です。
- ☑障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*を踏まえ、障害を気にせず円滑な情報共有を進めるコミュニケーションツールなどの導入やわかりやすい行政サービス案内などが必要です。

【Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり】

<相談支援体制の充実>

成 果

●障害者自立支援協議会を中心とする相談支援機能の充実

- ○豊橋市障害者自立支援協議会のもと、とよはし総合相談支援センター**と連携し、地域の関係機関などのネットワーク強化を図り、個々の障害者について関係機関によるケース検討を通して、保健・医療・福祉などの関係機関との情報交換や課題への対応方法の協議を継続して行いました。
- ○とよはし総合相談支援センター、委託相談支援事業所に増員をしました。
- ○医療的ケア児*等支援マネージャーや発達障害に詳しい相談専門員によって相談事業所への体制強化をしました。
- ○ペアトレ支援体制検討会において、発達障害の理解促進を図り、保育園などに 効果的な関わり方を知るペアレント・トレーニングを実施しました。

課題

- ☑強度行動障害者**を含め、増加する課題に対応するため、関係機関の連携や豊橋市障害自立支援協議会のさらなる強化が必要です。
- ☑発達障害に係る相談体制を充実するため、専門的知識を有する相談事業所の体制整備やペアレントメンター*の育成が必要です。

<日常生活の支援>

成 果

●日々の暮らしを支援する障害福祉サービスの啓発の充実

- ○福祉サービスの利用ガイドブック「くらたあ」、日中活動サービスガイドブック「みちしるべ」などを作成し、障害福祉サービスの周知を行いました。
- ○とよはし総合相談支援センターのホームページにおいて、施設の空き状況や移動支援、事業所のガイドブックを掲載する情報提供を行いました。

●在宅での安心のための訪問系サービス利用の促進

○居宅介護、同行援護、行動援護などについて基幹相談支援センターにて、研修 などを実施したほか、豊橋市障害者自立支援協議会の事業所連絡会にて情報共 有を行いながらサービスの充実と質の向上を図りました。

●障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービス利用の促進

○生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所などについて、サービスの 充実と質の向上を図りました。

●生活の場を確保するための居住活動系の利用の促進

○生活の場を確保するための居住活動系の利用を促進するとともに、グループホームの定員増や施設整備のため「社会福祉施設等施設整備事業の選定に係る審査基準」を策定しました。

●日常生活に必要なサービスなどの提供

- ○自立生活支援用具などの給付のほか、医療的ケア児等移動支援事業の整備を進めるなど地域生活支援事業の充実を図りました。
- ○難病の人に対し、就労に関するつどいや就労相談会を実施しました。

●外出時における移動手段などの提供

○障害者タクシー料金助成券などにより障害者の社会参加を支援しました。

課題

- ☑障害福祉サービス事業所の情報を集約し、迅速に相談者へ必要な情報を提供できる体制の構築が必要です。
- ☑障害者の高齢化を踏まえ、対応可能なグループホームの増加が必要です。
- ☑医療的ケア児等移動支援事業を担う事業所の確保が必要です。

<保健医療サービス等の充実>

成 果

●生活の質の向上につながる健康診査・健康教育の充実

○4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査などの健康診査体制の充実ととも に、従事者に対して研修や情報共有によるスキルの向上を図りました。

●健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実

- ○妊娠・出産・子育ての総合相談窓口における相談と、健康診査後の事後相談や 事後教室など発育発達に重点化した相談に取り組みました。
- ○ウォーキングアプリや広報とよはしへの食生活改善情報を活用し、健康づくり の情報を普及・啓発しました。

●医療サービスを受ける機会の確保

- ○自立支援医療の給付のほか、障害者医療費・精神障害者医療費・子ども医療 費・小児慢性特定疾病医療費の助成をしました。
- ○休日夜間・障害者歯科診療所を運営し、障害者への専門性の高い歯科診療を提供しました。
- ○障害の有無に関わらず、健(検)診表発行を Web で申込める環境を提供しました
- ○障害者の薬代負担を減らすためジェネリック啓発カードを配布しました。

課題

- ☑健診従事者のスキル向上の研修や担当職員の医療や制度に関する深い知識を維持 することが必要です。
- ☑健康診査などによる生活習慣病やがんなどの早期発見、早期治療を推進し、障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりへ取り組む事ができるような社会環境整備が必要です。

☑持続可能な保健医療の提供をするため、適正受診の啓発やジェネリック医薬品*の推奨などを呼びかけることが必要です。

<地域社会における安心な暮らしの推進>

成 果

●消費者としての利益擁護

○東三河広域連合**の事業として、消費生活に関する情報や悪質商法の対処法などの消費生活講座や出前講座に、聴覚障害者には手話通訳者を派遣し、障害者やその家族の利用しやすい環境を提供しました。

●障害福祉サービスの選択等を支援するための権利擁護の推進

- ○成年後見制度や意思決定支援に関する情報提供を社会福祉協議会で発行する各種冊子やホームページ等で行ったほか、パンフレット配布や出前講座などを開催しました。
- ○成年後見制度を必要とする障害者に制度利用支援を行いました。

●障害者虐待防止法*への取組み

- ○権利擁護ネットワーク協議会において、事業所職員の理解を深めるために虐待 事例の情報共有などから連携した対応の促進をしました。
- ○障害福祉サービス事業所などへの訪問により、虐待防止委員会設置や研修実施 の周知を図りました。

課題

- ✓障害の違いや程度に合わせた内容で分かりやすく伝えることが必要です。
- ☑障害者虐待防止法を詳しく知らない人は多く、事例などで分かりやすい内容で周 知が必要です。
- ✓障害者の権利擁護のため、成年後見・日常生活自立支援事業*の啓発及び適切なフォローを行っていくことが必要です。
- ✓養護者の虐待は増加傾向にあるため、引き続き関係機関との連携強化を図っていくことが必要です。

【IV 住みよい環境をひろげるまちづくり】

<ユニバーサルデザイン*・バリアフリー*化の推進>

成果

●ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

- ○小学生を対象に出前講座を開催したほか、教職員・保育士等を対象とした研修 を実施し、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の考え方を普及・啓発しま した。
- 〇岩田運動公園と小鷹野公園において、バリアフリーに配慮した多目的トイレの 整備や自治会の管理する 11 公園のトイレの洋式化を行いました。
- ○街路樹の根上がり等による歩道の段差解消事業を行いました。

課 題

☑道路等、社会資本の老朽化の進展に対して国県補助を活用した財源を確保しつ つ、日常的な修繕を行いながら施設のバリアフリー化に向け計画的な整備が必要 です。

<防災・防犯などの安全対策等の実施>

成 果

●災害時に備えた防災対策、地域における安全対策などの充実

- ○市主催の総合防災訓練や自主防災組織の行う地域防災訓練において、要支援者 の避難行動や避難生活向上の訓練に取組みました。また、総合防災訓練のサテ ライト会場への手話通訳ネットワーク関係者の多数参加によって、障害者に対 する避難所の課題を発見することができました。
- ○避難行動要支援者について自主防災会や民生委員と情報共有を行いました。
- ○入所施設職員や教職員を対象とした防犯講座を開催し、不審者侵入時の対応方 法などを指導することにより、入所者、児童生徒の安全確保対策を促進しまし た。

課 題

- ☑避難行動に支援が必要な者への理解を更に進めることが必要です。
- ☑避難行動支援者の確保とともに、要支援者情報のメンテナンスを定期的に行い、 自主防災会や民生委員に遅延なく通知する体制整備が必要です。
- ☑個々の障害の特性を含めた避難確保計画の策定との情報共有を進めることが必要です。

5. アンケート調査について

(1)目的について

豊橋市では、障害者の福祉に関する基本的な施策を定めた「豊橋市障害者福祉計画」の 見直しにあたり、将来に向けて豊橋市の障害者福祉等を進めていくために、障害者と市民 を対象とした、無作為抽出によるアンケート調査を実施しました。

(2) 実施方法について

ア 調査期間・調査方法について

·調査期間:令和5年7月24日~8月4日

・調査方法:郵送による配布、郵送・インターネットによる回収

イ アンケート項目について

I 共通事項:市民・障害者ともに回答

Ⅰ-1 回答者自身のこと

性別、年齢、職業、同居家族の障害者などの有無

Ⅰ-2 障害者福祉への関心

障害への関心、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の認知など

I-3 ボランティア活動など

ボランティアへの関心、ボランティア活動経験など

I-4 障害者福祉施策

障害者福祉施策への考え、障害者に対する市民理解など

Ⅱ 障害者・障害児対象:障害者のみ回答

Ⅱ-1 回答者自身のこと

介助者、コミュニケーションの困難さ、手帳や受給者証、障害状況など

Ⅱ-2 障害の診断の経緯など

障害を感じた時期、最初の受診までの期間・受信前後に必要な支援など

Ⅱ-3 生活状況

家族構成、外出しない理由、地域との付き合い、スポーツなどの取組み、普段の生活状況、就労就学しない理由、今後の生活や過ごし方、必要な援助、就労状況、就労先のこと、就労時の悩みや必要なこと、通園・通学の困り事など

Ⅱ-4 障害福祉サービス等

利用状況、充実してほしいサービス、利用しない理由、情報入手先など

Ⅱ-5 相談ごと

悩みを相談する相手、期間相談支援センターへの満足度など

Ⅱ-6 医療やリハビリ

通院状況、入院者の退院希望、医療における困り事など

Ⅱ-7 災害時のこと

避難の可否、災害時に困ること、避難行動要支援者支援事業の認知など

Ⅱ-8 その他

差別や人権侵害、将来への不安、暮らしやすくなるために必要なことなど

(3) アンケート回収状況について

<対象者:障害者>

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	700 人	380 人	54.3%
療育手帳所持者	800 人	341 人	42.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	900 人	381 人	42.3%
豊橋市小児慢性特定疾病医療給付受給者	120 人	43 人	35.8%
障害児通所支援事業所等に通われている人	1,000 人	408人	40.8%
発達障害の当事者団体会員の人	25 人	12 人	48.0%
計	3,545 人	1,513 人	42.7%

<対象者:市民>

調査対象者	配布数	回収数	回収率
市民	1000 人	406 人	40.9%

(4) アンケート結果では手帳所持者について、以下のように表記します。

- ・「身体障害者手帳所持者」は身体体障害者
- ・「療育手帳所持者」は知的障害者
- ・「精神障害者保健福祉手帳所持者」は精神障害者
- 「豊橋市小児慢性特定疾病医療給付受給者」は難病の人
- ・「障害児通所支援事業所等に通われている人」及び「発達障害の当事者団体会員 の人」は発達障害者

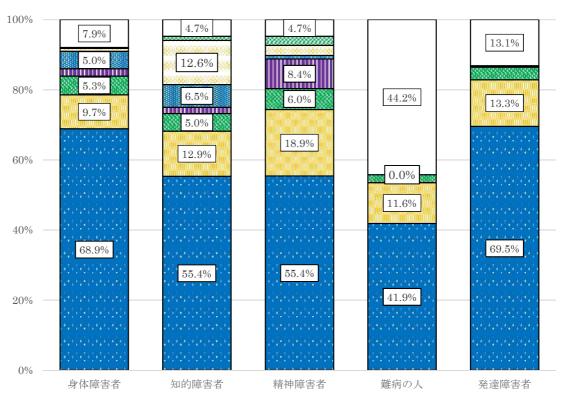
(4) アンケート結果について

今回実施のアンケート調査によると、障害者の生活状況等は以下のとおりです。

① 現在の生活場所について

- ・いずれの障害者においても「持ち家」と回答した割合が最も高く、次いで「賃貸 住宅」となっています
- ・精神障害者について「病院」と回答した割合が 8.4%となっています
- ・知的障害者について「グループホーム」と回答した割合が12.6%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
持ち家(自己所有・家族所有)	68.9%	55.4%	55.4%	41.9%	69.5%
賃貸住宅(マンション・アパートなど)	9.7%	12.9%	18.9%	11.6%	13.3%
市営、県営などの公営住宅	5.3%	5.0%	6.0%	2.3%	3.6%
病院(入院)	2.1%	1.8%	8.4%	0.0%	0.0%
福祉施設など(入所中)	5.0%	6.5%	1.0%	0.0%	0.0%
グループホーム	0.8%	12.6%	2.9%	0.0%	0.2%
その他	0.3%	1.2%	2.6%	0.0%	0.2%
無回答	7.9%	4.7%	4.7%	44.2%	13.1%



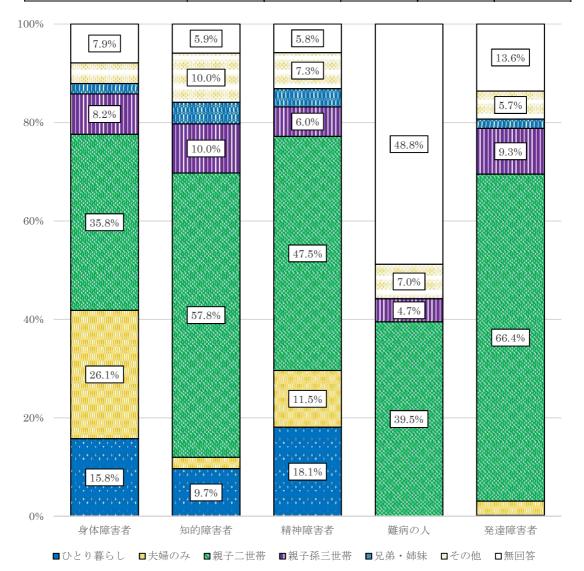
- ■持ち家(自己所有・家族所有)
- ■市営、県営などの公営住宅
- ■福祉施設など(入所中)
- ☑その他

- ■賃貸住宅(マンション・アパートなど)
- ■病院(入院)
- ■グループホーム
- □無回答

② 家族構成について

- ・いずれの障害者においても「親子二世帯」と回答した割合が最も高く、特に知的障害者と発達障害者について、それぞれ 57.8%、66.4%となっています
- ・身体障害者及び精神障害者について「ひとり暮らし」「夫婦のみ」と回答した割合がそれぞれ41.9%、29.6%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
ひとり暮らし	15.8%	9.7%	18.1%	0.0%	0.2%
夫婦のみ	26.1%	2.3%	11.5%	0.0%	2.9%
親子二世帯	35.8%	57.8%	47.5%	39.5%	66.4%
親子孫三世帯	8.2%	10.0%	6.0%	4.7%	9.3%
兄弟·姉妹	2.1%	4.4%	3.7%	0.0%	1.9%
その他	4.2%	10.0%	7.3%	7.0%	5.7%
無回答	7.9%	5.9%	5.8%	48.8%	13.6%

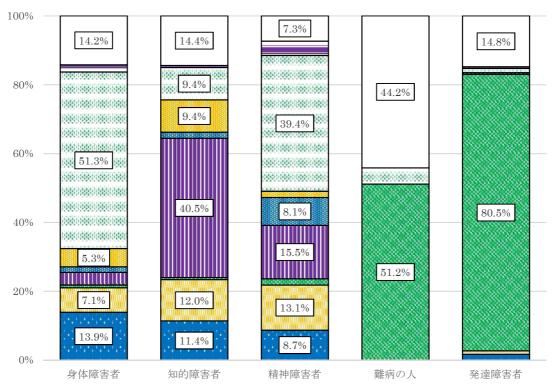


③ 日常の過ごし方と今後希望する過ごし方について

<日常の過ごし方>

- ・身体障害者及び精神障害者について「自宅で過ごしている」と回答した割合がそ れぞれ 51.3%、39.4%となっています
- ・知的障害者について「通所施設に通っている」と回答した割合が40.5%となって います
- ・難病の人及び発達障害者について「学校や保育所・幼稚園などに通っている」と 回答した割合がそれぞれ 51.2%、80.5%となっています

分類	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
正規の社員・従業員として働いている	13.9%	11.4%	8.7%	0.0%	1.7%
パート・アルバイトとして働いている	7.1%	12.0%	13.1%	0.0%	1.0%
学校や保育所・幼稚園などに通っている	0.8%	0.6%	1.8%	51.2%	80.5%
通所施設に通っている	3.7%	40.5%	15.5%	0.0%	0.5%
病院に入院をしている	1.6%	1.8%	8.1%	0.0%	0.0%
福祉施設で過ごしている	5.3%	9.4%	1.8%	0.0%	0.0%
自宅で過ごしている	51.3%	9.4%	39.4%	4.7%	1.2%
その他	2.1%	0.6%	4.2%	0.0%	0.5%
無回答	14.2%	14.4%	7.3%	44.2%	14.8%



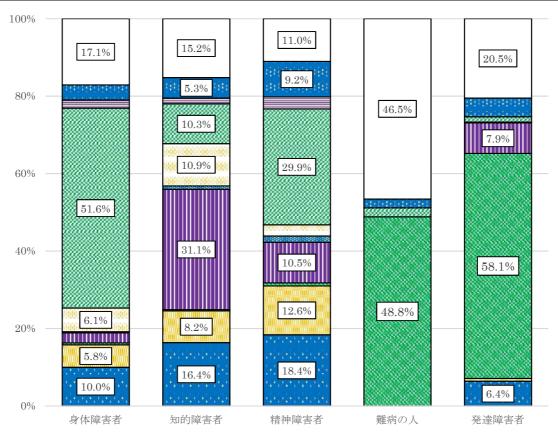
- ■正規の社員・従業員として働いている
- ■学校や保育所・幼稚園などに通っている
- ■病院に入院をしている
- ■自宅で過ごしている
- □無回答

- ■パート・アルバイトとして働いている
- ■通所施設に通っている ■福祉施設で過ごしている
- ■その他

<今後希望する過ごし方>

- ・身体障害者及び精神障害者について「自宅で過ごす」と回答した割合がそれぞれ 51.6%、29.9%となっています
- ・知的障害者について「通所施設に通う」と回答した割合が31.1%となっています
- ・難病の人及び発達障害者について「学校や保育所・幼稚園などに通う」と回答し た割合がそれぞれ 48.8%、58.1%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
正規の社員・従業員として働く	10.0%	16.4%	18.4%	0.0%	6.4%
パート・アルバイトとして働く	5.8%	8.2%	12.6%	0.0%	0.7%
学校や保育所・幼稚園などに通う	0.5%	0.3%	0.8%	48.8%	58.1%
通所施設で過ごす	2.6%	31.1%	10.5%	0.0%	7.9%
退院したくない。病院に居続けたい。	0.3%	0.9%	1.6%	0.0%	0.0%
入所施設・共同生活援助施設で過ごす	6.1%	10.9%	2.9%	0.0%	0.2%
自宅で過ごす	51.6%	10.3%	29.9%	2.3%	1.4%
その他	2.1%	1.5%	3.1%	0.0%	0.0%
わからない	3.9%	5.3%	9.2%	2.3%	4.8%
無回答	17.1%	15.2%	11.0%	46.5%	20.5%



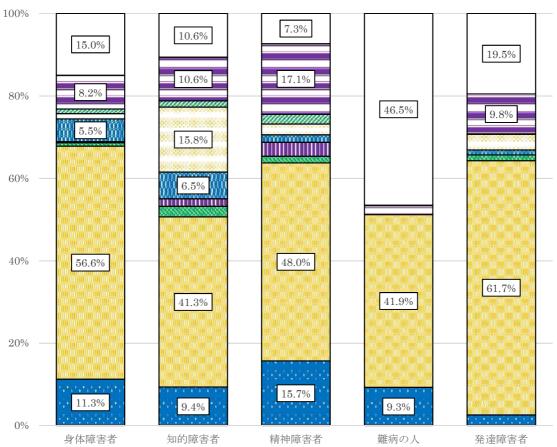
- ■正規の社員・従業員として働く ■学校や保育所・幼稚園などに通う ■退院したくない。病院に居続けたい。 ■自宅で過ごす

- ■パート・アルバイトとして働く ■通所施設で過ごす
- ■入所施設・共同生活援助施設で過ごす
- ■その他

④ これから生活を送りたい場所について

- ・いずれの障害者においても「自宅で家族や親族と暮らしたい」と回答した割合が 高くなっています
- ・知的障害者について「グループホームで暮らしたい」と回答した割合が15.8%と なっています
- ・精神障害者について「一人で暮らしたい」と回答した割合が15.7%となっていま す

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
ひとりで暮らしたい	11.3%	9.4%	15.7%	9.3%	2.6%
自宅で家族や親族と暮らしたい	56.6%	41.3%	48.0%	41.9%	61.7%
気のあう友人や知人と暮らしたい	0.8%	2.6%	1.6%	0.0%	1.4%
できれば病院に居続けたい	0.3%	1.8%	3.4%	0.0%	0.0%
入所施設で暮らしたい	5.5%	6.5%	1.8%	0.0%	1.2%
グループホームで暮らしたい	1.3%	15.8%	2.6%	0.0%	3.8%
その他	1.1%	1.5%	2.4%	0.0%	0.0%
わからない	8.2%	10.6%	17.1%	2.3%	9.8%
無回答	15.0%	10.6%	7.3%	46.5%	19.5%



- ■ひとりで暮らしたい
- ■できれば病院に居続けたい ■その他

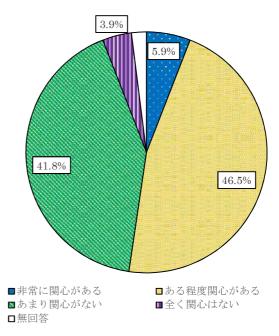
- ■自宅で家族や親族と暮らしたい
- ■入所施設で暮らしたい
- ■わからない

- ■気のあう友人や知人と暮らしたい
 □グループホームで暮らしたい
- □無回答

⑤ 福祉関係のボランティア活動への関心・活動経験について <ボランティア活動への関心>

・「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した割合を合わせると 52.4%となっていることに対し、「あまり関心がない」「関心はない」と回答した 割合は合わせて 45.7%となっています

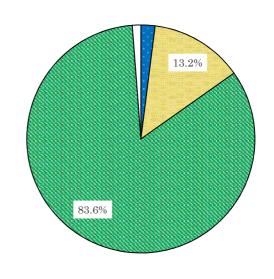
分類 区分	市民
非常に関心がある	5.9%
ある程度関心がある	46.5%
あまり関心がない	41.8%
全く関心はない	3.9%
無回答	2.0%



<活動経験>

- ・「現在活動をしている」と回答した割合は2.0%となっています
- ・「以前は活動したが現在はしていない」「活動したことがない」と回答した割合 を合わせると 96.8%となっています

分類 区分	市民
現在活動をしている	2.0%
以前活動したが現在はしていない	13.2%
活動したことがない	83.6%
無回答	1.2%



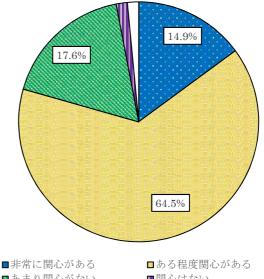
- ■現在活動をしている
- ■現在はしていない
- ■活動したことがない □無回答

⑥ 障害者に対する市民の関心・理解について

<障害者に対する市民の関心>

・「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した割合を合わせると 79.4%となっていることに対し、「あまり関心がない」「関心はない」と回答した割 合は合わせて19.1%となっています

分類 区分	市民
非常に関心がある	14.9%
ある程度関心がある	64.5%
あまり関心がない	17.6%
関心はない	1.5%
無回答	1.5%

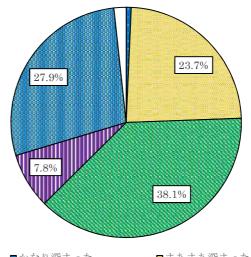


- ■あまり関心がない
- □無回答
- ■関心はない

<障害者に対する市民の理解>

「かなり深まったと思う」「まあまあ踏まってきたと思う」と回答した割合を合 わせて24.4%となっていることに対し、「あまり深まったとは思わない」「まっ たく深まったとは思わない」と回答した割合は合わせて 45.9%となっています

分類 区分	市民
かなり深まったと思う	0.7%
まあまあ深まってきたと思う	23.7%
あまり深まったとは思わない	38.1%
まったく深まったとは思わない	7.8%
どちらとも言えない	27.9%
無回答	1.7%

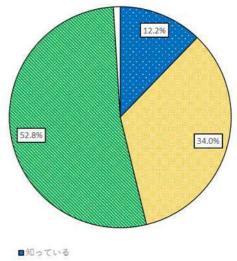


- ■かなり深まった
- と思う ■あまり深まった
- 言えない
- ■まあまあ深まった
- と思う ■まったく深まった
- □無同祭

⑦ 障害者虐待防止法と障害者差別解消法に対する市民の理解について

・障害者虐待防止法により障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に通 報義務が課せられたことを「知っている」と回答した割合が 12.2%となっている ことに対し「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」「知らない」と回答 した割合は合わせて 86.8%となっています

分類 区分	市民
知っている	12.2%
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	34.0%
知らない	52.8%
無回答	1.0%



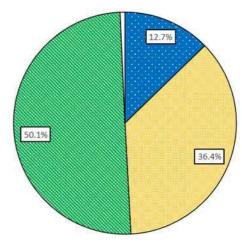
■聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない

図知らない

□無回答

・障害者差別解消法により障害者に対して配慮に努めることとされたことを「知っている」と回答した割合が 12.7%となっていることに対し「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」「知らない」と回答した割合は合わせて 86.5%となっています

分類 区分	市民
知っている	12.7%
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	36.4%
知らない	50.1%
無回答	0.7%



■知っている

■聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない

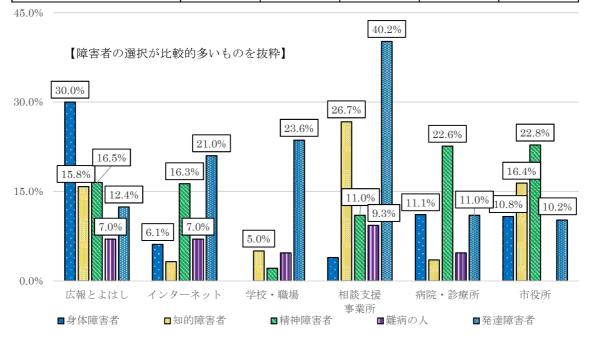
■知らない

□無回答

⑧ 障害福祉サービスの情報の入手方法について

- ・いずれの障害者においても「相談支援事業所」「広報とよはし」「市役所(福祉 事務所)」と回答した割合が相対的に高くなっています
- ・身体障害者について「広報とよはし」と回答した割合が30.0%、知的障害者、難病の人、及び発達障害者について「相談支援事業所」と回答した割合がそれぞれ26.7%、9.3%、40.2%、精神障害者について「市役所(福祉事務所)」と回答した割合が22.8%、「病院・診療所」と回答した割合が22.6%となっています

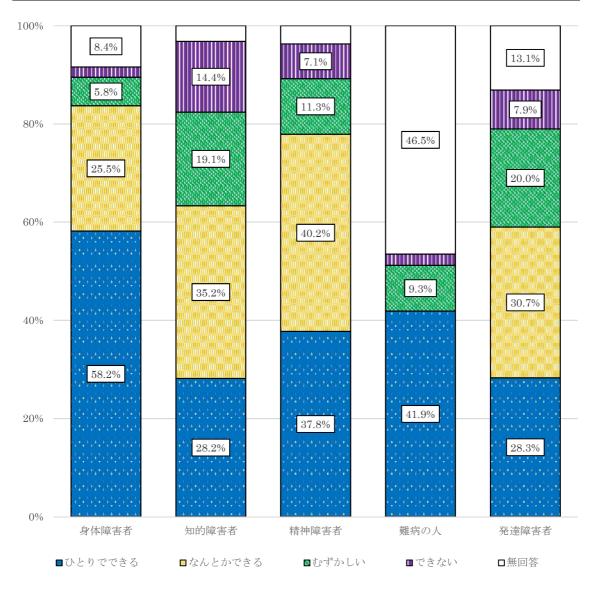
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
広報とよはし	30.0%	15.8%	16.5%	7.0%	12.4%
テレビ・ラジオ・新聞	5.5%	3.2%	5.5%	0.0%	2.4%
インターネット	6.1%	3.2%	16.3%	7.0%	21.0%
障害者団体	2.6%	6.2%	3.1%	0.0%	3.6%
学校·職場	0.0%	5.0%	2.1%	4.7%	23.6%
相談支援事業所	3.9%	26.7%	11.0%	9.3%	40.2%
基幹相談支援センター	1.1%	3.5%	5.0%	2.3%	5.5%
地域の福祉施設	3.7%	5.6%	1.6%	0.0%	2.1%
病院·診療所	11.1%	3.5%	22.6%	4.7%	11.0%
市役所(福祉事務所)	10.8%	16.4%	22.8%	0.0%	10.2%
市が発行するガイドブック	7.6%	5.3%	6.8%	0.0%	6.7%
保健所・保健センター	2.4%	0.6%	2.6%	4.7%	8.6%
東三河児童・障害者相談センター	0.3%	2.9%	1.3%	0.0%	2.1%
ホームヘルパー	2.9%	1.8%	1.8%	0.0%	0.2%
民生委員·児童委員	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	1.7%
家族·親戚	7.1%	7.6%	11.0%	0.0%	8.1%
友人·知人	6.6%	10.0%	5.2%	7.0%	21.9%
その他	4.5%	2.3%	4.7%	2.3%	4.0%
必要としていない	11.8%	8.2%	9.4%	11.6%	2.9%
無回答	27.9%	20.2%	15.0%	48.8%	16.2%



⑨ コミュニケーションへの援助の必要性について

- ・いずれの障害者においても「ひとりでできる」「なんとかできる」と回答した割合を合わせると高いですが、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については「なんとかできる」と回答した割合が高めとなっています
- ・知的障害者、精神障害者及び発達障害者について「むずかしい」「できない」と 回答した割合を合わせて、それぞれ 33.5%、18.4%、27.9%となっています

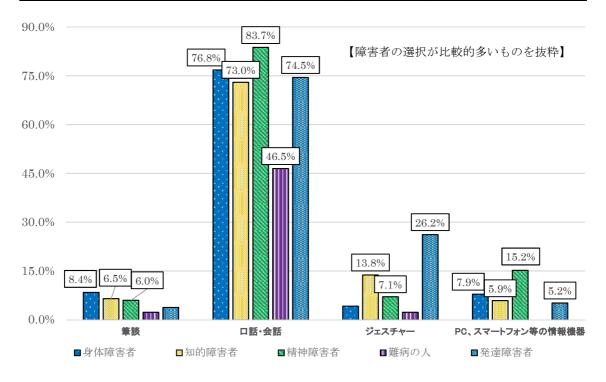
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
ひとりでできる	58.2%	28.2%	37.8%	41.9%	28.3%
なんとかできる	25.5%	35.2%	40.2%	0.0%	30.7%
むずかしい	5.8%	19.1%	11.3%	9.3%	20.0%
できない	2.1%	14.4%	7.1%	2.3%	7.9%
無回答	8.4%	3.2%	3.7%	46.5%	13.1%



⑪ コミュニケーション手段について

- ・いずれの障害者においても「口話・会話」と回答した割合が高くなっています
- ・知的障害者及び発達障害者について「ジェスチャー」と回答した割合がそれぞれ 13.8%、26.2%となっています
- ・精神障害者について「PC、スマートフォン等の情報機器」と回答した割合が 15.2%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
手話	3.2%	1.5%	1.0%	2.3%	2.4%
筆談	8.4%	6.5%	6.0%	2.3%	3.8%
口話·会話	76.8%	73.0%	83.7%	46.5%	74.5%
要約筆記	2.1%	0.9%	3.4%	0.0%	0.7%
点字	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
音訳	0.5%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
拡大鏡	2.1%	0.3%	1.3%	0.0%	0.0%
触手話	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
指点字	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
ジェスチャー	4.2%	13.8%	7.1%	2.3%	26.2%
代用音声	0.8%	0.6%	0.8%	0.0%	0.2%
重度障害者用意思伝達装置	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
PC、スマートフォン等の情報機器	7.9%	5.9%	15.2%	0.0%	5.2%
その他	4.2%	8.2%	3.7%	4.7%	4.8%
無回答	12.9%	10.9%	10.8%	44.2%	15.5%

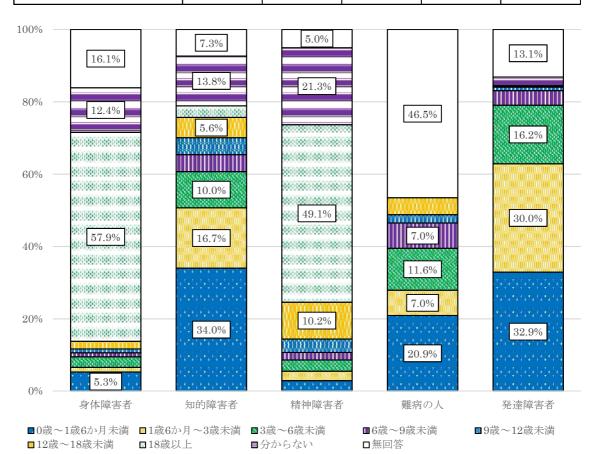


① 障害者の診断の経緯などについて

<最初に障害について心配した時期>

- ・身体障害者と精神障害者について「18 歳以上」と回答した割合がそれぞれ 57.9%、49.1%となっています
- ・知的障害者と発達障害者について「0 歳 \sim 1 歳6 か月未満」「1 歳6 か月 \sim 3 歳未満」と回答した割合を合わせて50.7%、62.9%となっています
- ・難病の人について「0歳~1歳6か月未満」と回答した割合が20.9%となっています

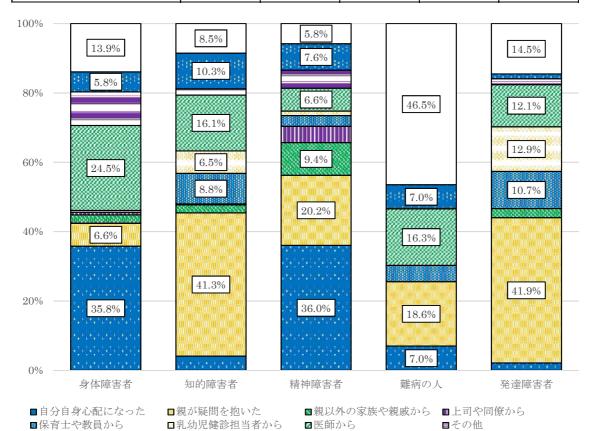
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
0歳~1歳6か月未満	5.3%	34.0%	2.9%	20.9%	32.9%
1歳6か月~3歳未満	1.3%	16.7%	2.6%	7.0%	30.0%
3歳~6歳未満	2.9%	10.0%	3.1%	11.6%	16.2%
6歳~9歳未満	1.1%	4.7%	2.1%	7.0%	4.0%
9歳~12歳未満	1.1%	4.7%	3.7%	2.3%	1.0%
12歳~18歳未満	2.1%	5.6%	10.2%	4.7%	0.2%
18歳以上	57.9%	3.2%	49.1%	0.0%	0.2%
分からない	12.4%	13.8%	21.3%	0.0%	2.4%
無回答	16.1%	7.3%	5.0%	46.5%	13.1%



< 定害への心配のきっかけを最初に感じた人>

- ・身体障害者と精神障害者について「自分自身が心配になった」と回答した割合がそれぞれ35.8%、36.0%となっています
- ・知的障害者、難病の人及び発達障害者について「親が疑問を抱いた」と回答した 割合がそれぞれ41.3%、18.6%、41.9%となっています
- ・身体障害者、知的障害者、難病の人、発達障害者について「医師から」と回答し た割合が比較的高くなっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
自分自身心配になった	35.8%	4.1%	36.0%	7.0%	2.1%
親が疑問を抱いた	6.6%	41.3%	20.2%	18.6%	41.9%
親以外の家族や親戚から	2.4%	2.3%	9.4%	0.0%	2.6%
上司や同僚から	0.8%	0.3%	4.7%	0.0%	0.0%
保育士や教員から	0.0%	8.8%	3.1%	4.7%	10.7%
乳幼児健診担当者から	0.5%	6.5%	1.3%	0.0%	12.9%
医師から	24.5%	16.1%	6.6%	16.3%	12.1%
その他	9.7%	1.8%	5.2%	0.0%	1.7%
分からない	5.8%	10.3%	7.6%	7.0%	1.4%
無回答	13.9%	8.5%	5.8%	46.5%	14.5%



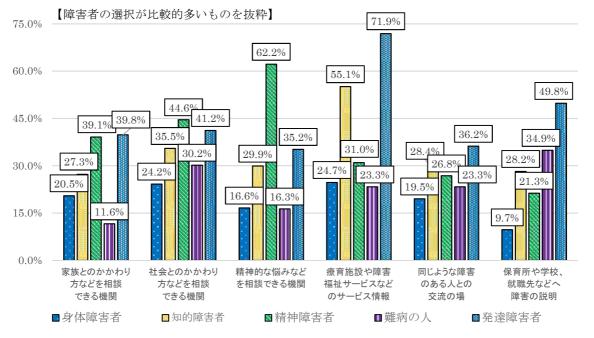
■分からない

□無回答

② 受診・受診後に必要な支援について

- ・いずれの障害者においても「療育施設や障害福祉サービスなどのサービス情報」 と回答した割合は高くなっています
- ・また、「社会とのかかわり方などを相談できる機関」「社会とのかかわり方を相談できる機関」「精神的な悩みなどを相談できる機関」という各種相談機関や「生活の工夫などを学べる場」「同じような障害のある人々の交流の場」「同じような障害のある人々の家族や親族の交流の場」という交流の場についてと回答した割合が比較的に高くなっています
- ・発達障害者について「保育所や学校、就職先など所属機関への障害についての説明」と回答した割合が49.8%となっています

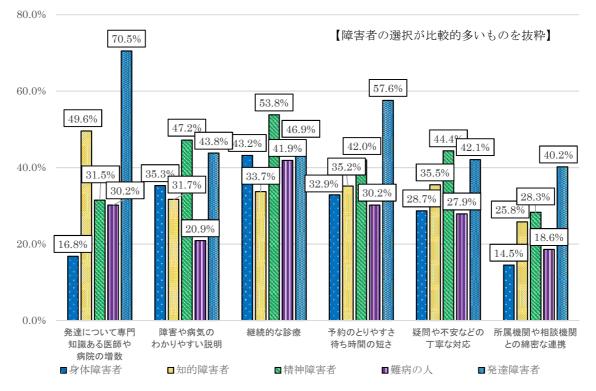
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
家族とのかかわり方などを相談できる機関	20.5%	27.3%	39.1%	11.6%	39.8%
社会とのかかわり方などを相談できる機関	24.2%	35.5%	44.6%	30.2%	41.2%
精神的な悩みなどを相談できる機関	16.6%	29.9%	62.2%	16.3%	35.2%
療育施設や障害福祉サービスなどの受けられるサービスの情報	24.7%	55.1%	31.0%	23.3%	71.9%
生活の工夫などを学べる場	19.2%	18.8%	29.4%	14.0%	34.8%
同じような障害のある人々の交流の場	19.5%	28.4%	26.8%	23.3%	36.2%
同じような障害のある人々の家族や親族の交流の場	7.9%	22.6%	14.4%	25.6%	36.7%
家族への障害についての説明	14.5%	17.3%	29.4%	11.6%	26.2%
保育所や学校、就職先など所属機関への障害 についての説明	9.7%	28.2%	21.3%	34.9%	49.8%
その他	3.9%	2.6%	5.0%	0.0%	3.3%
無回答	22.9%	8.8%	8.9%	46.5%	13.3%



③ 病院・診療所に期待することについて

- ・いずれの障害者においても「継続的な診療」「発達について専門的な知識を持つ 医師や病院の数が増えること」「予約のとりやすさ・待ち時間の短いこと」と回 答した割合が比較的高くなっています
- ・精神障害者及び発達障害者について「障害や病気についてのわかりやすい説明」 と回答した割合がそれぞれ47.2%、43.8%、「疑問や不安などへの丁寧な対応」と 回答した割合がそれぞれ44.4%、42.1%となっています

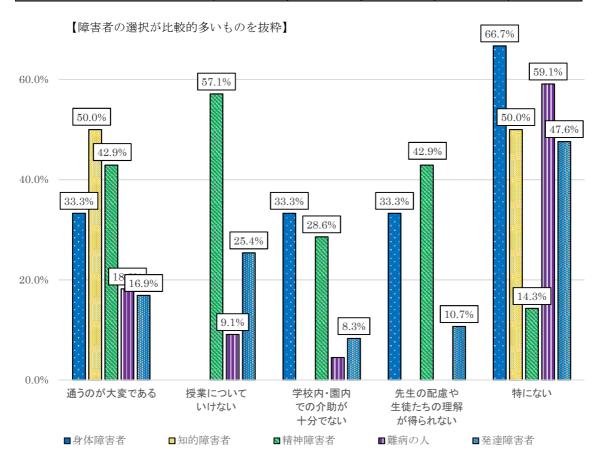
分類	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
発達について専門的な知識を持つ医師や病院 の数が増えること	16.8%	49.6%	31.5%	30.2%	70.5%
障害や病気についてのわかりやすい説明	35.3%	31.7%	47.2%	20.9%	43.8%
継続的な診療	43.2%	33.7%	53.8%	41.9%	46.9%
予約のとりやすさ・待ち時間の短いこと	32.9%	35.2%	42.0%	30.2%	57.6%
投薬・処方についての十分な説明	15.3%	12.3%	26.5%	9.3%	16.7%
病院・診療所内に訓練などの場があること	16.6%	19.1%	20.2%	14.0%	39.0%
疑問や不安などへの丁寧な対応	28.7%	35.5%	44.4%	27.9%	42.1%
所属機関や相談機関とのより綿密な連携	14.5%	25.8%	28.3%	18.6%	40.2%
その他	3.2%	2.9%	4.7%	4.7%	4.3%
無回答	17.6%	10.3%	7.9%	46.5%	12.9%



(4) 通園・通学していて特に困っていることについて

・「授業についていけない」と回答した割合は精神障害者で57.1%と最も高く、続いて発達障害者の25.4%となっています。また、「友達ができない」と回答した割合も精神障害者で28.6%と最も高く、続いて発達障害者の17.8%となっています。

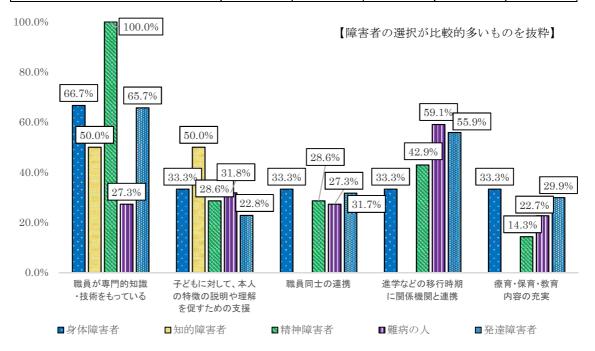
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
通うのが大変である	33.3%	50.0%	42.9%	18.2%	16.9%
授業についていけない	0.0%	0.0%	57.1%	9.1%	25.4%
トイレなどの設備が障害のある人に配慮されていない	0.0%	0.0%	14.3%	9.1%	3.6%
学校内・園内での介助が十分でない	33.3%	0.0%	28.6%	4.5%	8.3%
友だちができない	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	17.8%
先生の配慮や生徒たちの理解が得られない	33.3%	0.0%	42.9%	0.0%	10.7%
医療的なケア(吸入・導尿など)が受けられない	0.0%	0.0%	14.3%	4.5%	0.6%
その他	33.3%	0.0%	14.3%	4.5%	5.6%
特にない	66.7%	50.0%	14.3%	59.1%	47.6%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%



15 学校教育に望むことについて

・「職員(保育士・教員など)が専門的知識・技術をもっていること」と回答した 割合が精神障害者が最も高く100.0%となっています。「進学などの移行時期にお ける関係機関との連携」と回答した割合は難病と発達障害者で高い割合となって おり、それぞれ59.1%、55.9%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
職員(保育士・教員など)が専門的知識・技術をもっていること	66.7%	50.0%	100.0%	27.3%	65.7%
他の保護者に対して、本人の特徴についての説明や 理解を促すための支援	33.3%	0.0%	0.0%	4.5%	11.8%
子どもたちに対して、本人の特徴についての説明や 理解を促すための支援	33.3%	50.0%	28.6%	31.8%	22.8%
家庭でのかかわり方についてのアドバイス	0.0%	0.0%	14.3%	9.1%	18.9%
職員(保育士・教員など)同士の連携	33.3%	0.0%	28.6%	27.3%	31.7%
進学などの移行時期における関係機関との連携	33.3%	0.0%	42.9%	59.1%	55.9%
施設設備の充実	33.3%	0.0%	0.0%	18.2%	11.5%
療育・保育・教育内容の充実	33.3%	0.0%	14.3%	22.7%	29.9%
介助職員の増員	0.0%	0.0%	28.6%	4.5%	13.9%
地域における関係機関との連携	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	10.4%
健常児や地域社会との交流の機会の確保	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	13.9%
療育施設の充実	0.0%	0.0%	28.6%	13.6%	19.2%
看護師の配置	0.0%	0.0%	0.0%	22.7%	2.7%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	3.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%

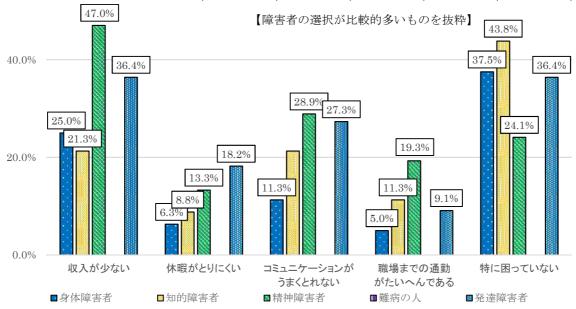


16 仕事に関する悩み・困りごとについて

(難病の人の回答はありません)

・「収入が少ない」や「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」と回答した割合はいずれの障害者も高くなっており、特に精神障害者や発達障害者の割合が高くなっています。

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
収入が少ない	25.0%	21.3%	47.0%	0.0%	36.4%
休暇がとりにくい	6.3%	8.8%	13.3%	0.0%	18.2%
自分にあった内容の仕事がない	3.8%	2.5%	7.2%	0.0%	0.0%
職場でのコミュニケーションがうまくとれない	11.3%	21.3%	28.9%	0.0%	27.3%
職場の設備面のバリアフリー化が進んでいない	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
職場までの通勤がたいへんである	5.0%	11.3%	19.3%	0.0%	9.1%
障害について理解や協力をしてもらえない	7.5%	6.3%	9.6%	0.0%	18.2%
障害がない人と比べて、仕事の内容や昇進など に差がある	6.3%	10.0%	13.3%	0.0%	9.1%
仕事の内容が身体の負担となっている	15.0%	5.0%	24.1%	0.0%	0.0%
その他	2.5%	6.3%	9.6%	0.0%	9.1%
特に困っていることはない	37.5%	43.8%	24.1%	0.0%	36.4%
無回答	8.8%	3.8%	1.2%	0.0%	0.0%

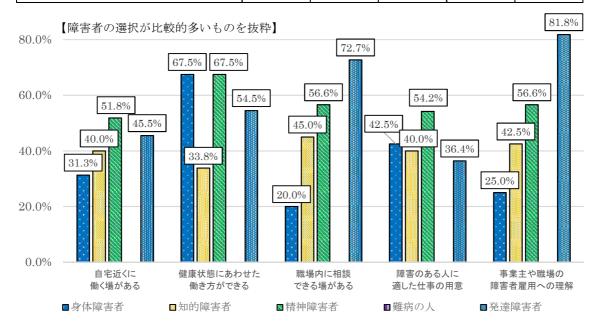


① 職場の環境について

(難病の人の回答はありません)

・いずれの障害者においても「健康状態にあわせた働き方ができること」、「事業 主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」、「障害のあ る人に適した仕事が用意されること」、「自宅の近くに働く場があること」、 「職場内に相談できる場があること」と回答した割合が比較的に高くなっていま す。

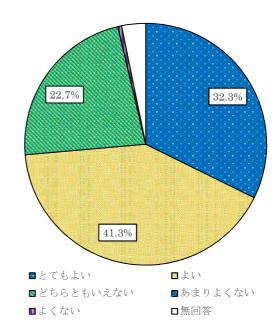
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
自宅近くに働く場があること	31.3%	40.0%	51.8%	0.0%	45.5%
遠くても交通手段が整っていること	18.8%	40.0%	28.9%	0.0%	54.5%
健康状態にあわせた働き方ができること	67.5%	33.8%	67.5%	0.0%	54.5%
職場内に相談できる場があること	20.0%	45.0%	56.6%	0.0%	72.7%
障害のある人に適した仕事が用意されること	42.5%	40.0%	54.2%	0.0%	36.4%
就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること	20.0%	33.8%	45.8%	0.0%	36.4%
職業訓練など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	12.5%	11.3%	30.1%	0.0%	27.3%
公的機関や民間企業が積極的に雇用すること	13.8%	18.8%	39.8%	0.0%	36.4%
事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること	25.0%	42.5%	56.6%	0.0%	81.8%
職場の施設や設備が障害のある人にも利用できるように配慮されていること	16.3%	15.0%	22.9%	0.0%	36.4%
介助者と一緒に働けること	2.5%	3.8%	12.0%	0.0%	18.2%
同じような障害のある仲間と一緒に働けること	12.5%	15.0%	21.7%	0.0%	27.3%
ジョブコーチ(職場適応援助者)など職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	7.5%	22.5%	30.1%	0.0%	45.5%
企業がトライアル雇用や各種助成金を活用してくれること	6.3%	15.0%	37.3%	0.0%	27.3%
その他	2.5%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%
わからない	1.3%	6.3%	1.2%	0.0%	0.0%
無回答	10.0%	2.5%	2.4%	0.0%	0.0%



⑱ 職場づくりに対する市民の考えについて

・いっしょに働ける職場を作ることに関して、「とてもよい」「よい」と回答した割合を合わせて73.6%となっています。

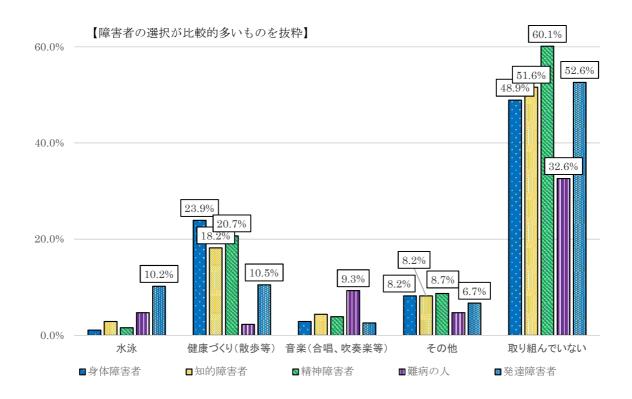
分類 区分	市民
とてもよい	32.3%
よい	41.3%
どちらともいえない	22.7%
あまりよくない	0.0%
よくない	0.5%
無回答	3.2%



⑨ 日常生活の中で取り組んでいるスポーツについて

・いずれの障害者においても「取り組んでいない」と回答した割合が最も高く、取り組んでいる人は「健康づくり程度(散歩等)」が高くなっています

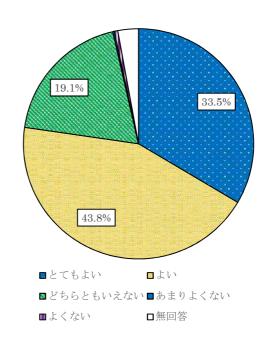
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
陸上競技(マラソン等)	0.5%	2.6%	1.0%	0.0%	1.7%
水泳	1.1%	2.9%	1.6%	4.7%	10.2%
球技(卓球、テニス、バスケ等)	1.3%	3.5%	0.8%	9.3%	3.8%
武道(空手、柔道等)	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	1.2%
フライングディスク	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.2%
健康づくり程度(散歩等)	23.9%	18.2%	20.7%	2.3%	10.5%
舞踊(バレエ、ダンス等)	0.3%	0.6%	1.0%	0.0%	1.4%
音楽(合唱、吹奏楽等)	2.9%	4.4%	3.9%	9.3%	2.6%
美術(絵画、彫刻、陶芸等)	2.6%	5.3%	3.4%	0.0%	3.8%
生活文化(書道、茶道、華道等)	1.6%	1.5%	1.6%	2.3%	1.0%
その他	8.2%	8.2%	8.7%	4.7%	6.7%
取り組んでいない	48.9%	51.6%	60.1%	32.6%	52.6%
無回答	15.5%	11.7%	6.0%	44.2%	14.3%



② 身近な場所に障害者のための施設があることに対する市民の考え方について

・「とてもよい」「よい」と回答した割合を合わせて 77.3%となっています。

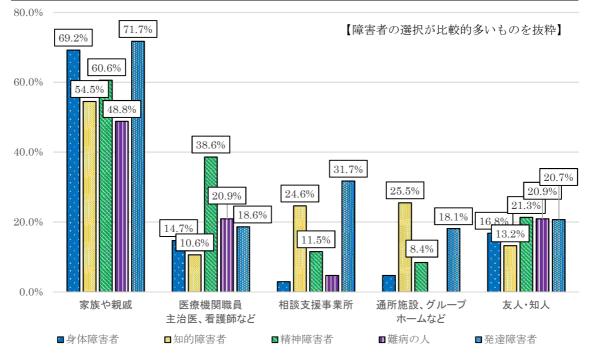
分類 区分	市民
とてもよい	33.5%
よい	43.8%
どちらともいえない	19.1%
あまりよくない	0.2%
よくない	0.5%
無回答	2.9%



② 悩みごとや心配ごとを相談できる人について

- ・いずれの障害者においても「家族や親戚」と回答した割合が高く、「友人・知人」と回答した割合も比較的高くなっています
- ・知的障害者について「相談支援事業所の職員」「通所施設、グループホームなど の職員」と回答した割合がそれぞれ 24.6%、25.5%となっています
- ・精神障害者及び難病の人について「医療機関職員(主治医、看護師など)」と回答した割合がそれぞれ38.6%、20.9%となっています
- ・発達障害者について「相談支援事業所の職員」と回答した割合が 31.7%となって います

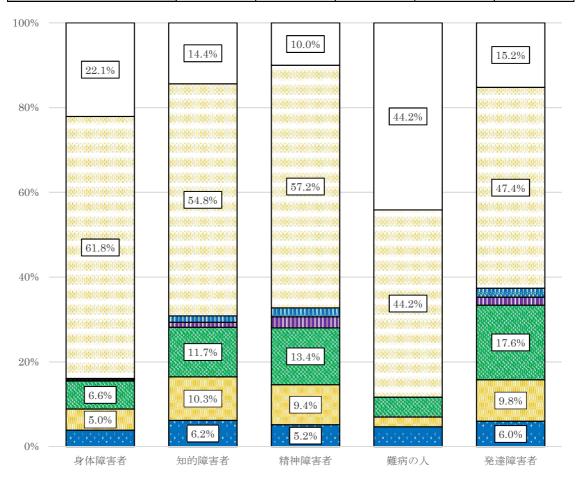
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
家族や親戚	69.2%	54.5%	60.6%	48.8%	71.7%
医療機関職員(主治医、看護師など)	14.7%	10.6%	38.6%	20.9%	18.6%
保健所・保健センターの保健師	1.1%	0.3%	2.1%	9.3%	4.5%
市役所(福祉事務所)の職員	5.3%	3.2%	5.0%	2.3%	2.9%
職場関係の人、学校の教師	2.4%	3.8%	5.8%	4.7%	19.8%
相談支援事業所の職員	2.9%	24.6%	11.5%	4.7%	31.7%
通所施設、グループホームなどの職員	4.7%	25.5%	8.4%	0.0%	18.1%
友人·知人	16.8%	13.2%	21.3%	20.9%	20.7%
障害者団体・患者の仲間(ピアカウンセラー)	2.6%	1.2%	1.6%	0.0%	1.9%
民生委員•児童委員	0.8%	0.0%	0.3%	0.0%	1.2%
ホームヘルパー	3.2%	4.1%	2.6%	0.0%	0.2%
その他	2.4%	3.8%	4.5%	7.0%	3.8%
誰もいない	4.7%	8.2%	11.3%	0.0%	2.6%
無回答	15.3%	9.1%	5.5%	44.2%	14.3%



② 相談支援・相談機関への満足度・要望について <相談支援・相談機関への満足度>

- ・いずれの障害者においても「知らない、利用したことがない」と回答した割合が 高くなっています
- ・知的障害者、精神障害者及び発達障害者では「満足」「まあまあ満足」「どちらでもない」と回答した割合はあわせて、それぞれ28.2%、28.0%、33.4%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
満足	3.9%	6.2%	5.2%	4.7%	6.0%
まあまあ満足	5.0%	10.3%	9.4%	2.3%	9.8%
どちらともいえない	6.6%	11.7%	13.4%	4.7%	17.6%
やや不満	0.3%	1.2%	2.6%	0.0%	1.9%
不満足	0.3%	1.5%	2.1%	0.0%	2.1%
知らない、利用したことがない	61.8%	54.8%	57.2%	44.2%	47.4%
無回答	22.1%	14.4%	10.0%	44.2%	15.2%

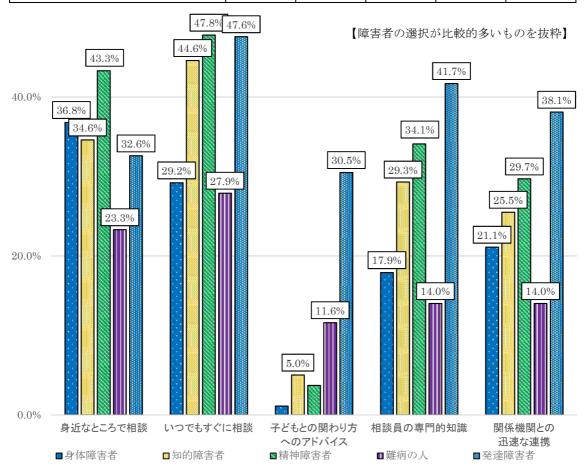


■満足 ■まあまあ満足 ■どちらともいえない ■やや不満 ■不満足 □知らない、利用したことがない □無回答

<相談支援・相談機関への要望>

- ・いずれの障害者においても「いつでもすぐに相談が受けられること」と回答した 割合が高く、「身近なところで相談を受けられること」も比較的高くなっていま す
- ・知的障害者、精神障害者、及び発達障害者について「相談員が専門的な知識をもっていること」と回答した割合がそれぞれ 29.3%、34.1%、41.7%となっています
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、及び発達障害者について「関係機関との 迅速な連携が可能であること」と回答した割合がそれぞれ、21.1%、25.5%、 29.7%、38.1%となっています

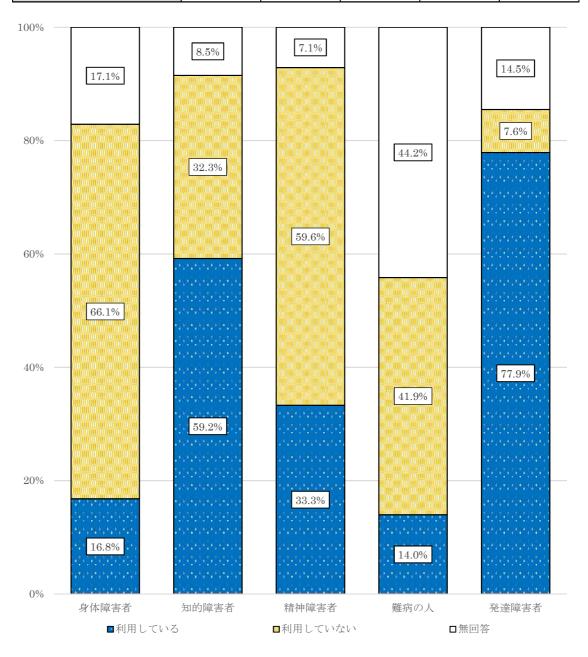
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
身近なところで相談を受けられること	36.8%	34.6%	43.3%	23.3%	32.6%
いつでもすぐに相談が受けられること	29.2%	44.6%	47.8%	27.9%	47.6%
子どもとのかかわり方について具体的なアドバイスがもらえ ること	1.1%	5.0%	3.7%	11.6%	30.5%
相談員が専門的な知識をもっていること	17.9%	29.3%	34.1%	14.0%	41.7%
関係機関との迅速な連携が可能であること	21.1%	25.5%	29.7%	14.0%	38.1%
その他	3.2%	2.9%	5.2%	4.7%	3.6%
無回答	37.9%	22.0%	18.1%	48.8%	17.6%



② 障害福祉サービスの利用状況について

- ・知的障害者及び発達障害者について「利用している」と回答した割合がそれぞれ 59.2%、77.9%となっています
- ・身体障害者、精神障害者、及び難病の人について「利用していない」と回答した 割合がそれぞれ 66.1%、59.6%、41.9%となっています

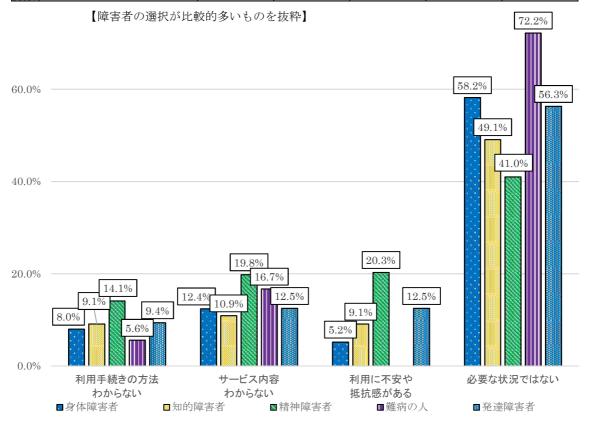
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
利用している	16.8%	59.2%	33.3%	14.0%	77.9%
利用していない	66.1%	32.3%	59.6%	41.9%	7.6%
無回答	17.1%	8.5%	7.1%	44.2%	14.5%



② 福祉サービスを利用しない理由について

- ・いずれの障害者においても「必要な状況にない」と回答した割合が高くなっていますが、「サービス内容がわからない」「利用手続きの方法がわからない」と回答した割合は比較的高くなっています
- ・精神障害者について「利用することに不安や抵抗感がある」と回答した割合が20.3%、「利用手続きの方法がわからない」と回答した割合が14.1%となっています

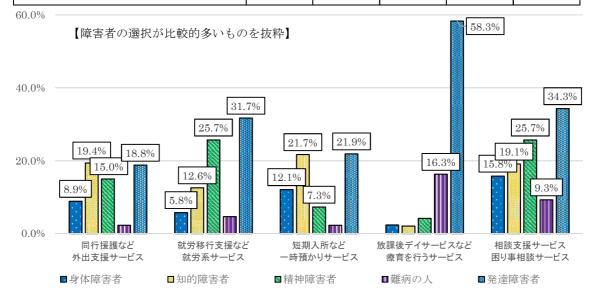
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
利用手続きの方法がわからない	8.0%	9.1%	14.1%	5.6%	9.4%
利用手続きが面倒、時間がかかる	1.6%	5.5%	7.5%	0.0%	6.3%
地域にサービス提供事業所がない	0.8%	0.0%	3.1%	5.6%	0.0%
引き受けてくれる事業所が見つからない	2.0%	2.7%	4.0%	11.1%	3.1%
サービス内容がわからない	12.4%	10.9%	19.8%	16.7%	12.5%
利用することに不安や抵抗感がある	5.2%	9.1%	20.3%	0.0%	12.5%
費用が高い	4.4%	2.7%	12.3%	0.0%	15.6%
必要な状況ではない	58.2%	49.1%	41.0%	72.2%	56.3%
その他	3.6%	9.1%	10.1%	5.6%	0.0%
無回答	22.7%	20.0%	15.9%	5.6%	12.5%



② 今後利用したいサービスについて

- ・いずれの障害者においても「相談支援などサービスや生活の困りごとを相談できるサービス」と回答した割合は高くなっています
- ・身体障害者について「福祉用具の購入補助」と回答した割合が16.8%、「居宅介護などの訪問系サービス」と回答した割合が15.3%となっています
- ・知的障害者について「短期入所などの一時預かりサービス」と回答した割合が 21.7%、「同行援護などの外出支援サービス」「共同生活援助などの生活の場のサ ービス」と回答した割合はともに19.4%となっています
- ・精神障害者について「就労移行支援などの就労系サービス」と回答した割合が 25.7%となっています
- ・発達障害者について「放課後等デイサービスなどの子どもへの療育を行うサービス」と回答した割合が 58.3%となっています。

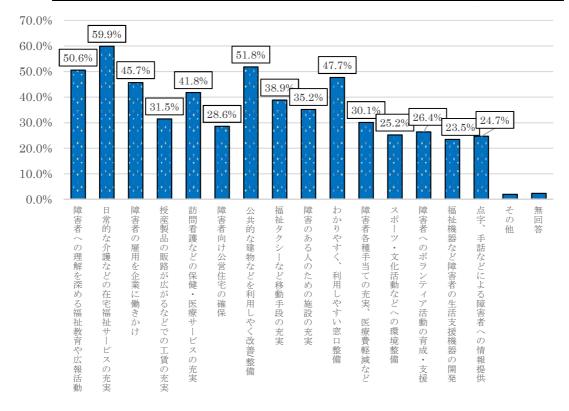
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
居宅介護などの訪問系サービス	15.3%	8.5%	14.7%	4.7%	7.1%
同行援護などの外出支援サービス	8.9%	19.4%	15.0%	2.3%	18.8%
就労移行支援などの就労系サービス	5.8%	12.6%	25.7%	4.7%	31.7%
生活介護などの日中の場のサービス	7.9%	18.8%	9.7%	4.7%	18.1%
共同生活援助などの生活の場のサービス	4.5%	19.4%	9.4%	0.0%	16.9%
短期入所などの一時預かりサービス	12.1%	21.7%	7.3%	2.3%	21.9%
放課後等デイサービスなどの子どもへの療育を行うサービス	2.4%	2.1%	4.2%	16.3%	58.3%
相談支援などサービスや生活の困りごとを相談できるサービス	15.8%	19.1%	25.7%	9.3%	34.3%
医療的ケアが必要な方へのサービス	7.4%	5.3%	7.3%	14.0%	5.2%
行動障害のある方へのサービス	5.3%	7.0%	6.0%	0.0%	9.3%
福祉用具の購入補助	16.8%	6.7%	9.4%	11.6%	9.8%
その他	2.4%	2.6%	4.7%	2.3%	4.8%
無回答	55.0%	36.4%	38.8%	58.1%	19.3%



26 一般市民の障害者の住みやすいまちづくりについて

- ・「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」と回答した割合が59.9%、「道路、公共的な建物などを障害者が利用しやすいものに改善、整備する」と回答した割合が51.8%、「障害者への理解を深める福祉教育や広報活動」と回答した割合が50.6%となっています
- ・「わかりやすく、利用しやすい窓口を整える」「障害者の雇用を企業に働きかける」「訪問看護や機能訓練などの保健・医療サービスの充実」と回答した割合も高くなっています

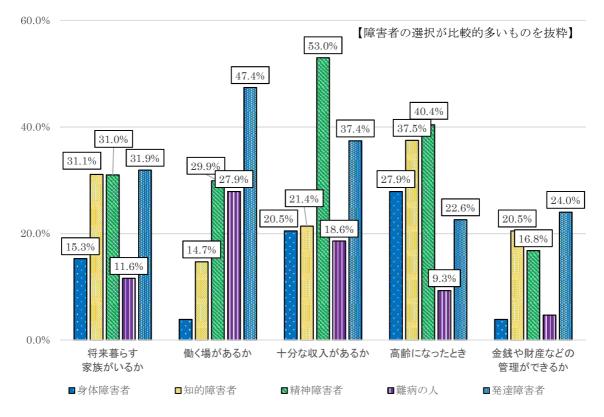
分類 区分	市民
障害者への理解を深める福祉教育や広報活動	50.6%
日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実	59.9%
障害者の雇用を企業に働きかける	45.7%
施設の授産製品の販路が広がるなどでの工賃の充実	31.5%
訪問看護や機能訓練などの保健・医療サービスの充実	41.8%
障害者向け公営住宅の確保	28.6%
道路、公共的な建物などを障害者が利用しやすいものに改善、整備する	51.8%
福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実	38.9%
障害のある人のための施設の充実	35.2%
わかりやすく、利用しやすい窓口を整える	47.7%
障害者の各種手当ての充実、医療費の軽減など	30.1%
障害者がスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加しやすいような環境整備	25.2%
障害者に対するボランティア活動の育成・支援	26.4%
福祉機器など障害者の生活を支援する機器の開発	23.5%
点字、手話などによる障害者への情報提供の充実	24.7%
その他	2.0%
無回答	2.4%



② 将来の不安と今後の暮らしやすさについて <将来の不安>

- ・いずれの障害者においても「将来いっしょに暮らす家族がいるか」「高齢になったときのこと」「十分な収入があるか」と回答した割合が高くなっています
- ・精神障害者、難病の人、発達障害者について「働く場があるか」と回答した割合 がそれぞれ29.9%、27.9%、47.4%となっています

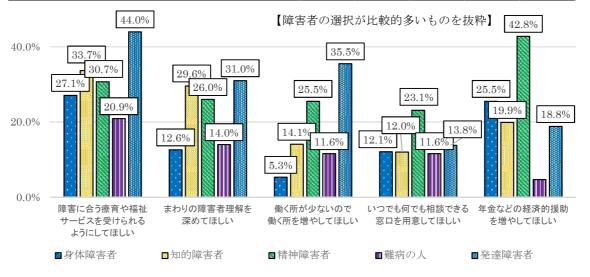
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
日常の介助者がいるか	13.9%	16.7%	12.9%	9.3%	13.6%
将来いっしょに暮らす家族がいるか	15.3%	31.1%	31.0%	11.6%	31.9%
地域の中で暮らしていけるか	7.1%	12.9%	14.2%	2.3%	20.2%
住宅が確保できるか	6.1%	12.3%	18.6%	2.3%	8.3%
働く場があるか	3.9%	14.7%	29.9%	27.9%	47.4%
十分な収入があるか	20.5%	21.4%	53.0%	18.6%	37.4%
親しい友人・知人がいるか	4.5%	6.7%	10.0%	9.3%	16.9%
必要な医療や機能訓練が受けられるか	7.1%	5.9%	5.5%	4.7%	5.2%
高齢になったときのこと	27.9%	37.5%	40.4%	9.3%	22.6%
希望する施設に入所できるか	11.1%	21.1%	4.7%	2.3%	14.3%
災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにき	11.6%	12.3%	11.5%	4.7%	8.8%
金銭や財産などの管理ができるかどうか	3.9%	20.5%	16.8%	4.7%	24.0%
介護者が病気になったとき	18.9%	23.5%	12.9%	4.7%	14.0%
就園や就学先があるか	0.5%	0.9%	1.0%	7.0%	14.0%
その他	2.4%	3.2%	3.4%	4.7%	1.9%
特にない	17.9%	11.7%	4.2%	14.0%	3.3%
無回答	16.3%	7.9%	7.1%	44.2%	14.3%



<今後の暮らしやすさ>

- ・いずれの障害者においても「一人ひとりの障害に合った療育や福祉サービスを受けられるようにしてほしい」と回答した割合が高くなっています
- ・身体障害者について「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」と回答した割合が 25.5%となっています
- ・知的障害者について「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」と回答 した割合が 29.6%となっています
- ・精神障害者について「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」と回答した割合が42.8%、「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」「働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい」と回答した割合がそれぞれ26.0%、25.5%となっています
- ・発達障害者について「働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい」「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」と回答した割合が、それぞれ35.5%、31.0%となっています

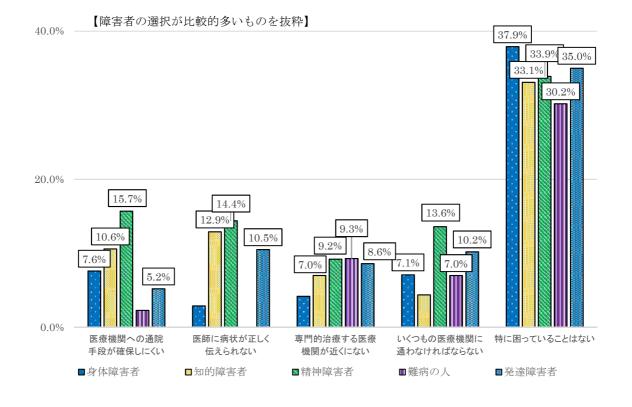
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
一人ひとりの障害に合った療育や福祉サービスを受けられるようにしてほしい	27.1%	33.7%	30.7%	20.9%	44.0%
障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい	12.6%	29.6%	26.0%	14.0%	31.0%
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅福祉サービスを充実してほしい	18.7%	15.8%	6.8%	4.7%	13.3%
働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい	5.3%	14.1%	25.5%	11.6%	35.5%
リハビリ訓練の場所を増やしてほしい	7.4%	2.1%	5.0%	2.3%	5.5%
障害に適した設備を持った公営住宅を建設してほしい	8.4%	12.9%	11.8%	4.7%	9.3%
道路やバス、建物などを使いやすくしてほしい	13.7%	8.2%	9.4%	4.7%	5.5%
ガイドヘルパーの養成や福祉タクシー、リフト付バスなどの移動手段への支援対策を充実してほしい	4.5%	2.6%	1.0%	0.0%	2.1%
障害のある友達と一緒に暮らすグループホームなどを増やしてほしい	2.4%	15.8%	3.1%	2.3%	18.6%
入所施設を増やしてほしい	6.6%	17.3%	1.8%	4.7%	11.9%
いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい	12.1%	12.0%	23.1%	11.6%	13.8%
いつでも何でも話し合える相談相手や仲間がほしい	3.2%	9.4%	14.7%	4.7%	11.7%
年金などの経済的な援助を増やしてほしい	25.5%	19.9%	42.8%	4.7%	18.8%
バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい	10.5%	7.3%	17.3%	0.0%	5.0%
スポーツ・レクリエーション・文化活動など、自分たちの活動に対する援助をしてほしい	0.8%	3.2%	1.8%	4.7%	2.9%
本人の金銭や財産などを管理・運用し、必要な援助をしてほしい	1.3%	12.9%	4.5%	0.0%	14.0%
点字、手話などによる情報提供を充実してほしい	2.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.7%
各種サービスや制度、医療機関などの情報提供を充実してほしい	5.5%	4.1%	8.7%	9.3%	7.9%
防災・災害対策や防犯対策を充実してほしい	3.9%	3.2%	5.0%	2.3%	2.9%
その他	1.3%	0.6%	2.6%	0.0%	1.4%
特にない	12.9%	9.1%	4.7%	11.6%	2.4%
無回答	17.6%	9.7%	7.6%	44.2%	15.0%



28 医療に関する困りごとについて

- ・すべての障害者において「特に困っていることはない」と回答した割合が高くなっています
- ・知的障害者及び精神障害者について「医師に病気の症状が正しく伝えられない」 と回答した割合がそれぞれ12.9%、14.4%、「医療機関までの通院手段が確保しに くい」と回答した割合がそれぞれ10.6%、15.7%となっています
- ・精神障害者について「いくつもの医療機関に通わなければならない」と回答した 割合が 13.6%となっています
- ・発達障害者について「歯の治療を受けるのが難しい」と回答した割合が 13.3%と なっています

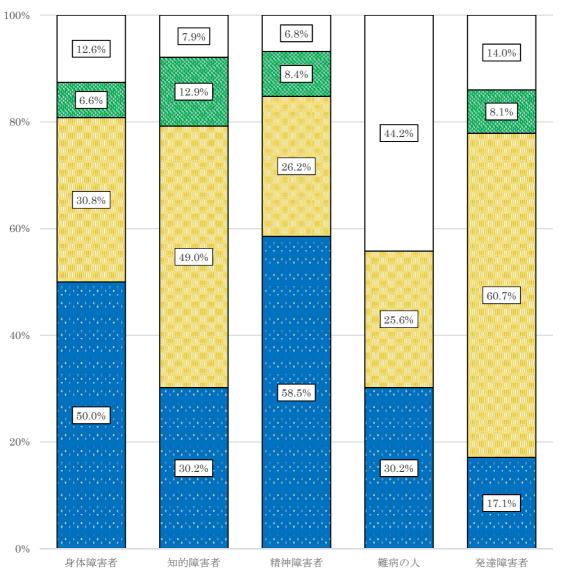
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
医療機関までの通院手段が確保しにくい	7.6%	10.6%	15.7%	2.3%	5.2%
通院するとき付き添いをしてくれる人がいない	3.7%	4.1%	5.0%	0.0%	3.8%
医師に病気の症状が正しく伝えられない	2.9%	12.9%	14.4%	0.0%	10.5%
医師の指示などがむずかしくてよくわからない	3.2%	8.8%	3.9%	0.0%	4.8%
専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない	4.2%	7.0%	9.2%	9.3%	8.6%
ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる医療機関が近くにない	3.4%	2.6%	3.9%	4.7%	6.0%
いくつもの医療機関に通わなければならない	7.1%	4.4%	13.6%	7.0%	10.2%
気軽に往診を頼める医師がいない	1.6%	2.3%	5.8%	2.3%	4.3%
歯の治療を受けるのがむずかしい	2.4%	6.5%	6.0%	2.3%	13.3%
医療費の負担が大きい	6.1%	3.5%	5.5%	2.3%	1.2%
医療機関の建物が、障害者に配慮した構造になっていない	1.8%	2.6%	1.8%	0.0%	3.8%
入院が必要なときに受け入れてくれる医療機関がない	1.6%	2.3%	3.1%	2.3%	1.7%
その他	2.6%	3.8%	3.9%	2.3%	7.9%
特に困っていることはない	37.9%	33.1%	33.9%	30.2%	35.0%
無回答	35.3%	29.3%	21.8%	46.5%	24.8%



② 災害時の避難について

・「ひとりで避難できる」「介助者がいれば避難できる」と回答した割合を合わせると、身体障害者について80.8%、知的障害者について79.2%、精神障害者について84.7%、難病の人について55.8%、発達障害者について77.8%となっています

分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
ひとりで避難できる	50.0%	30.2%	58.5%	30.2%	17.1%
介助者がいれば避難できる	30.8%	49.0%	26.2%	25.6%	60.7%
介助者がいても避難することはむず かしいと思う	6.6%	12.9%	8.4%	0.0%	8.1%
無回答	12.6%	7.9%	6.8%	44.2%	14.0%

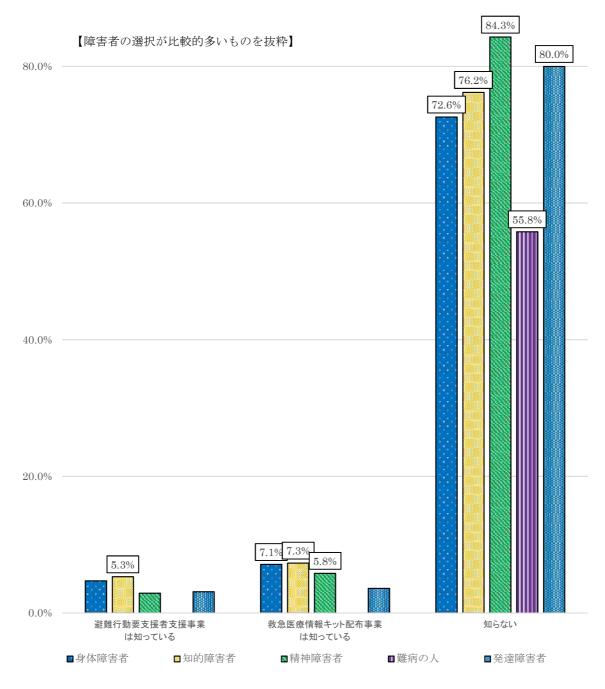


■ひとりで避難できる ■介助者がいれば避難できる ■介助者がいても避難することはむずかしいと思う □無回答

③ 避難行動要支援者支援事業の認知度について

・すべての障害者において「知らない」と回答した割合が高くなっています

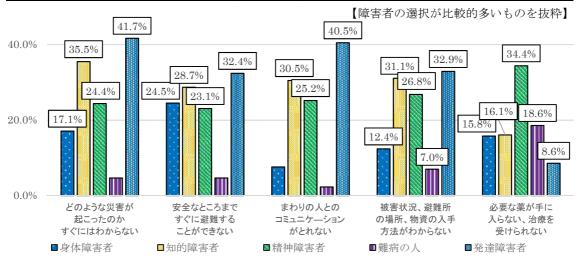
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
避難行動要支援者支援事業は知っている	4.7%	5.3%	2.9%	0.0%	3.1%
救急医療情報キット配布事業は知っている	7.1%	7.3%	5.8%	0.0%	3.6%
知らない	72.6%	76.2%	84.3%	55.8%	80.0%
無回答	18.2%	13.8%	8.1%	44.2%	14.3%



③ 災害時に困ると思うことについて

- ・身体障害者について「安全なところまで、すぐに避難することができない」と回答した割合が 24.5%です
- ・知的障害者について「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」と 回答した割合が35.5%、「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわか らない」と回答した割合が31.1%「まわりの人とのコミュニケーションがとれな い」と回答した割合が30.5%です
- ・精神障害者について「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」と回答した割合が34.4%となっています
- ・発達障害者について「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」と 回答した割合が 41.7%、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」と回 答した割合が 40.5%、「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわから ない」と回答した割合が 32.9%、「安全なところまで、すぐに避難することがで きない」「救助を求めることができない」と回答した割合がともに 32.4%となっ ています

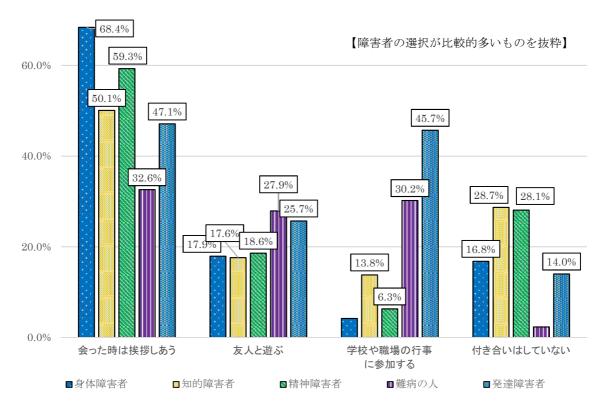
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない	17.1%	35.5%	24.4%	4.7%	41.7%
救助を求めることができない	6.3%	26.4%	13.4%	0.0%	32.4%
救助を求めても来てくれる人がいない	7.9%	7.3%	15.2%	2.3%	5.2%
安全なところまで、すぐに避難することができない	24.5%	28.7%	23.1%	4.7%	32.4%
まわりの人とのコミュニケ―ションがとれない	7.6%	30.5%	25.2%	2.3%	40.5%
被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない	12.4%	31.1%	26.8%	7.0%	32.9%
避難所で十分な介助をしてくれる人がいない	8.7%	11.1%	9.2%	2.3%	13.8%
必要な薬が手に入らない、治療を受けられない	15.8%	16.1%	34.4%	18.6%	8.6%
補装具や日常生活用具が使えなくなる	7.4%	2.9%	4.7%	2.3%	4.8%
障害にあった対応をしてくれる避難所が近くにない	12.9%	19.6%	19.4%	7.0%	23.1%
医療機器の電源の確保ができない	3.7%	2.1%	3.1%	9.3%	1.7%
その他	2.1%	3.5%	4.5%	2.3%	3.8%
特にない	19.7%	12.9%	12.6%	11.6%	7.9%
わからない	13.9%	15.2%	19.2%	7.0%	11.0%
無回答	19.2%	11.1%	7.3%	44.2%	14.3%



② 障害者の地域との付き合い方について

- ・いずれの障害者も「会った時は挨拶しあう」と回答した割合が高くなっています
- ・知的障害者及び精神障害者について「付き合いはしていない」と回答した割合が それぞれ 28.7%、28.1%となっています
- ・難病の人について「友人と遊ぶ」と回答した割合が27.9%、「学校や職場の行事に参加する」と回答した割合が30.3%となっています
- ・発達障害者について「学校や職場の行事に参加する」と回答した割合が 45.7%、「友人と遊ぶ」と回答した割合が 25.7%となっています

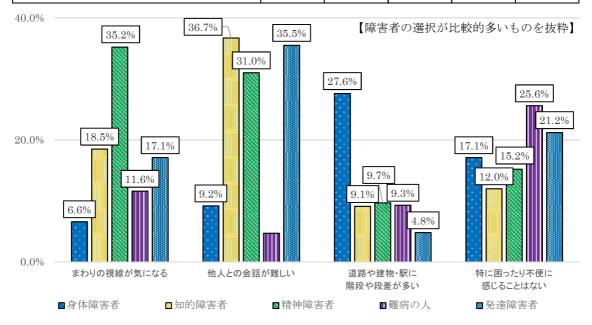
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
会った時は挨拶しあう	68.4%	50.1%	59.3%	32.6%	47.1%
世間話をする	30.0%	9.4%	13.4%	9.3%	6.0%
友人と遊ぶ	17.9%	17.6%	18.6%	27.9%	25.7%
自治会などの地域の活動をする	7.4%	3.8%	2.6%	4.7%	3.3%
民生委員と関わっている	1.8%	1.2%	1.6%	7.0%	0.7%
盆踊りや祭などのイベントをいっしょに楽しむ	3.4%	9.7%	3.9%	16.3%	16.7%
地域のサークルで趣味やスポーツの活動をいっしょにする	5.0%	3.2%	1.3%	2.3%	1.9%
学校や職場の行事に参加する	4.2%	13.8%	6.3%	30.2%	45.7%
その他	3.7%	3.8%	2.6%	2.3%	1.2%
付き合いはしていない	16.8%	28.7%	28.1%	2.3%	14.0%
無回答	8.7%	6.5%	4.7%	44.2%	14.3%



③3 外出時の困りごとや外出しない理由について

- ・身体障害者について「道路や建物・駅に階段や段差が多い」と回答した割合が27.6%となっています
- ・知的障害者について「他人との会話が難しい」と回答した割合が 36.7%となって います
- ・精神障害者について「まわりの視線が気になる」「他人との会話が難しい」と回答した割合がそれぞれ 35.2%、31.0%となっています
- ・発達障害者について「他人との会話が難しい」と回答した割合が 35.5%となって います

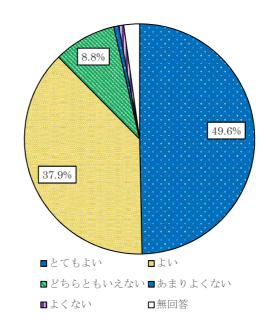
分類 区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病の人	発達障害者
まわりの視線が気になる	6.6%	18.5%	35.2%	11.6%	17.1%
他人との会話が難しい	9.2%	36.7%	31.0%	4.7%	35.5%
付き添ってくれる人がいない	11.3%	15.5%	14.2%	0.0%	13.1%
障害者用トイレが少ない	9.2%	7.3%	2.9%	9.3%	6.4%
道路や建物・駅に階段や段差が多い	27.6%	9.1%	9.7%	9.3%	4.8%
電車やバスなどの乗り降りがたいへんである	23.2%	8.5%	11.0%	9.3%	5.2%
気軽に利用できる移動手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)	15.8%	12.0%	13.4%	2.3%	6.9%
障害者用の駐車スペースが少ない	13.7%	5.9%	5.5%	7.0%	3.8%
道路や建物、バスや電車内などの案内表示(標識)がわかりにくい	5.0%	10.0%	10.0%	2.3%	6.0%
切符の購入方法などバスや電車の利用方法がわからない	5.0%	17.9%	12.9%	2.3%	18.8%
どの交通手段を利用すればよいかわからない	4.2%	18.2%	12.9%	4.7%	15.0%
通路上に自転車や看板などの障害物があって通りにくい	3.4%	3.8%	2.6%	2.3%	1.9%
商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	4.2%	15.0%	11.8%	0.0%	12.1%
手すり、スロープ、障害者用エレベーター、視覚障害者用誘導ブロックなど の障害者に配慮した設備が不十分	13.2%	3.8%	4.5%	7.0%	2.4%
必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない	6.6%	9.4%	12.9%	2.3%	13.6%
その他	4.5%	5.0%	7.3%	7.0%	7.6%
特に困ったり不便に感じることはない	17.1%	12.0%	15.2%	25.6%	21.2%
ほとんど外出しないのでわからない	12.9%	10.9%	16.3%	0.0%	4.3%
無回答	14.5%	12.0%	8.4%	46.5%	16.4%



③ 一般市民の障害者の生活環境整備への考えについて

・「とてもよい」「よい」と回答した割合を合わせて87.5%となっています

分類 区分	市民
とてもよい	49.6%
よい	37.9%
どちらともいえない	8.8%
あまりよくない	0.7%
よくない	0.7%
無回答	2.2%



6. アンケート等を踏まえた課題について

(1) 障害者毎のまとめ

ア 身体障害者(児)について

現状

- ○令和5年4月1日現在11,253人と豊橋市人口の3.0%です。
- ○平成30年から手帳所持者は367人(△3.2%)減少しています。
- ○手帳所持者全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合が 68.7%と最も高くなっています。
- ○等級別では最重度である1級が31.7%を占めています。
- ○障害の種類別でみると、肢体不自由が 5,393 人と 47.9%を占めています。
- ○自宅で過ごしている人(51.3%)が多く、これからも自宅で家族や親族と暮らす ことを希望する人(56.6%)が多くなっています。
- ○コミュニケーションをとることをひとりでできる人(58.2%)は多く、その手段 に PC・スマートフォン等の情報機器を利用している人(7.9%)が多くなっています。
- ○障害を心配した時期は18歳以上(57.9%)が多く、その障害には自分自身で心配に感じる人(35.8%)が多くなっています。
- ○就労について、健康状態に合わせた働き方を望む人(67.5%)、収入が少ないことに関して悩みを持つ人(25.0%)が多くなっています。
- ○悩み事などを相談する相手は家族や親戚、友人・知人のほか、医療機関職員 (14.7%) が多くなっています。
- ○相談機関に対し、身近なところで相談できること (36.8%) 、いつでもすぐに相談できること (29.2%) などを要望しています。
- ○障害福祉サービスの利用状況 (16.8%) は低くなっていますが、今後利用したいサービスでは、福祉用具の購入補助 (16.8%)、相談支援サービス (15.8%)、訪問系サービス (15.3%)、一時預かりサービス (12.1%) などを必要としています。
- ○将来の不安は、自身が高齢になった時のこと(27.9%)、十分な収入があるか(20.5%)などで、今後の暮らしやすさにおいて、障害にあった福祉サービスを受けること(27.1%)、年金などの経済的な援助(25.5%)を必要としています。
- ○災害時の避難では、安全なところにまですぐに避難できるかを懸念している人 (24.5%) が多くなっています。
- ○地域との付き合い方では、世間話をする人(30.0%)が多くなっています。
- ○外出時の困り事では、道路や建物の階段や段差に困る人(27.6%)、公共交通の乗降りが大変な人(23.2%)が多くなっています。

イ 知的障害者(児)について

現状

- ○令和5年4月1日現在3,257人と豊橋市人口の0.9%です。
- ○平成30年から療育手帳所持者は456人(16.3%)増加しています。
- ○等級別では最重度である A 判定が 1,251 人(38.4%) となっています。
- ○18歳~39歳が1,313人(40.3%)となっています。
- ○通所施設に通っている人(40.5%)が多く、これからも通所施設で過ごし、自宅で家族と暮らすことを希望する人(41.3%)が多いですが、グループホームで暮らすことを望む人(15.8%)が他の障害者と比較して高くなっています。
- ○コミュニケーションをとることが難しい・できない人(33.5%)が多いですが、 その手段にジェスチャーを利用する人(13.8%)が多くなっています。
- ○障害を心配した時期は 0 歳から 3 歳未満 (50.7%) が多く、親が疑問を抱くこと (41.3%) が多くなっています。
- ○就労について、障害者雇用への理解(42.5%)や職場内に相談の場があること(45.0%)を望む人が多く、収入が少ないことや職場でのコミュニケーション(ともに21.3%)に悩みを持つ人が多くなっています。
- ○悩み事などを相談する相手は家族や親戚のほか、通所施設やグループホームなどの職員(25.5%)や相談支援事業所の職員(24.6%)が多くなっています。
- ○相談機関に対し、いつでもすぐに相談できること(44.6%)、身近なところで相談できること(34.6%)などを要望しています。
- ○障害福祉サービスの利用状況 (59.2%) は高く、今後利用したいサービスでは、 一時預かりサービス (21.7%) や外出支援サービスや共同生活援助 (ともに 19.4%) などを必要としています。
- ○将来の不安は、自身が高齢になった時のこと (37.5%) 、将来いっしょに暮らす 家族の存在 (31.1%) 、介護者が病気になった時 (23.5%) などで、今後の暮らし やすさにおいて、障害にあった福祉サービスを受けること (33.7%) 、障害者へ の周りの理解 (29.6%) を必要としています。
- ○災害時の避難では、どのような災害が起こったのかをすぐに理解できないことを懸念する人(35.5%)が多くなっています。
- ○地域との付き合い方では、付き合いをしていない人(28.7%)が多くなっています。
- ○外出時の困り事では、他人との会話が難しい人(36.7%)が多くなっています。

ウ 精神障害者(児)について

現状

- ○令和5年4月1日現在4,679人と豊橋市人口の1.3%です。
- ○平成30年から1,597人(51.8%)増加しており、他の障害者手帳所持者と比較して増加率が大きくなっています。
- ○40~64歳の中年層で約半数を占めるのが特徴です。
- ○等級別では2級が68.2%を占めますが、1級が平成30年から164人増加しており、重度の精神障害の人も増加しています。

- ○自立支援医療制度(精神通院医療)受給者数は、令和5年4月1日現在で8,255人です。平成30年から全体で2,603人(46.1%)増加しています。
- ○自宅で過ごしている人(39.4%)が多く、これからも自宅で家族や親族と暮らす ことを希望する人(48.0%)が多くなっています。
- ○コミュニケーションをとることをひとりでできる人(37.8%)は多く、その手段に PC・スマートフォン等の情報機器を利用する人(15.2%)が他の障害者に比較して高くなっています。
- ○障害を心配した時期は 18 歳以上(49.1%)が多く、その障害には自分自身で感じる人(36.0%)が多くなっています。
- ○就労について、健康状態に合わせた働き方(67.5%)、職場内に相談の場があることや障害者雇用への理解(ともに 56.6%)などを望む人が多く、収入が少ないことに関して悩みを持つ人(47.0%)が多くなっています。
- ○悩み事などを相談する相手は家族や親戚のほか、医療機関職員(38.6%)が多くなっています。
- ○相談機関に対し、いつでもすぐに相談できること(47.8%)、身近なところで相談できること(43.3%)などを要望しています。
- ○障害福祉サービスの利用状況は低く (33.3%) なっていますが、今後利用したいサービスでは、就労系サービスや相談支援サービス (ともに 25.7%) などを必要としています。
- ○将来の不安は、十分な収入があるか(53.0%)、自身が高齢になった時のこと(40.4%)などで、今後の暮らしやすさにおいて、年金などの経済的な援助(42.8%)、障害にあった福祉サービスを受けること(30.7%)などを必要としています。
- ○災害時の避難では、必要な薬を手に入れることや治療を受けられないことを懸 念する人(34.4%)が多くなっています。
- ○地域との付き合い方では、付き合いをしていない人(28.1%)が多くなっています。
- ○外出時の困り事では、周りの視線が気になる人(35.2%)や他人との会話が難しい人(31.0%)が多くなっています。

エ 難病の人(児)について

現状

- ○愛知県特定疾患医療給付受給者は令和5年3月31日現在6人、特定疾患(指定 難病)医療給付受給者数は2,275人、豊橋市小児慢性特定疾病医療給付受給者は 332人で、受給者の合計は2,613人(総人口の0.7%)となっています。
- ○平成30年から愛知県特定疾患医療給付受給者は4人(△40.0%)減少、特定疾患(指定難病)医療給付受給者数は311人(15.8%)増加、豊橋市小児慢性特定疾病医療給付受給者は23人(7.4%)増加しています。
- ○学校や保育園などに通っている人(51.2%)が多く、これからも学校や保育園等に通い、自宅で家族と暮らすことを希望する人(41.9%)が多くなっています。

- 〇コミュニケーションをとることをひとりでできる人(41.9%)は多くなっています。
- ○障害を心配した時期は 0 歳~3 歳未満 (27.9%) が多く、親が疑問を抱くこと (18.6%) が多くなっています。
- ○通園や通学について、進学など移行時期における関係機関との連携(59.1%)などを望む人が多く、通学・通園の大変さに関して悩みを持っている人(18.2%)が多くなっています。
- ○悩み事などを相談する相手は家族や親戚のほか、医療機関職員(20.9%)が多くなっています。
- ○相談機関に対し、いつでもすぐに相談できること(27.9%)、身近なところで相談できること(23.3%)などを要望しています。
- ○障害福祉サービスの利用状況は低い(14.0%)ですが、今後利用したいサービスでは、放課後デイサービスなどの療育を行うサービス(16.3%)や医療的ケアが必要な人へのサービス(14.0%)などを必要としています。
- ○将来の不安は、働く場所があるか(27.9%)などで、今後の暮らしやすさにおいて、障害にあった福祉サービスを受けること(20.9%)などを必要としています。
- ○災害時の避難では、必要な薬を手に入れることや治療を受けられないことを懸 念する人(18.6%)が多くなっています。
- ○地域との付き合い方では、学校や職場の行事に参加する人(30.2%)が多くなっています。
- ○外出時の困り事では、周りの視線が気になる人(11.6%)が多くなっています。

オ 発達障害者(児)について

現状

- ○学校や保育園等に通っている人(80.5%)が多く、これからも学校や保育園等に通い、自宅で家族と暮らすことを希望する人(61.7%)が多くなっています。
- ○コミュニケーションをとることが難しい・できない人(27.9%)が多いですが、 その手段にジェスチャーを利用する人(26.2%)が他の障害者に比較して高くなっています。
- ○障害を心配した時期は 0 歳~3 歳未満 (62.9%) が多く、親が疑問を抱くこと (41.9%) が多くなっています。
- ○通園や通学について、職員が専門的知識・技術を持っている(65.7%)、進学など移行時期における関係機関との連携(55.9%)などを望む人が多く、授業についていけない(25.4%)、友達ができない(17.8%)などに関して悩みを持っている人が多くなっています。
- ○悩み事などを相談する相手は家族や親戚のほか、相談支援事業所の職員 (31.7%) が多くなっています。

- ○相談機関に対し、いつでもすぐに相談できること(47.6%)などを要望していることに加え、相談員が専門的な知識を持っていること(41.7%)が他の障害者と比較して高くなっています。
- ○障害福祉サービスの利用状況は高く(77.9%)、今後利用したいサービスでは、 放課後デイサービスなどの療育を行うサービス(58.3%)などを必要としていま す。
- ○将来の不安は、働く場所があるか(47.4%)、将来いっしょに暮らす家族がいるか(31.9%)などで、今後の暮らしやすさにおいて、障害にあった福祉サービスを受けること(44.0%)、働く場所の増加(35.5%)などを必要としています。
- ○災害時の避難では、どのような災害が起こったのかすぐに分からない(41.7%) や周りの人とのコミュニケーションがとれない(40.5%)を懸念する人が多くなっています。
- ○地域との付き合い方では、学校や職場の行事に参加する人(45.7%)が多く、他の障害者に比較して高くなっています。
- ○外出時の困り事では、他人との会話が難しい人(35.5%)が多くなっています。

カ 市民について

現状

- ○障害者福祉のボランティア活動に関心がある人と回答した割合は 52.4%を占めていますが、現在活動をししていないと回答した割合が 96.8%となっています。
- ○障害者に対する市民の関心は「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を合わせて 79.4%となっていますが、市民の理解では「かなり深まったと思う」「まあまあ深まったと思う」と回答した割合が 24.4%となっています。
- ○障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に通報義務が課されたこと について、「知らない」「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」と回答 した割合は86.8%となっています。
- ○障害者に対して配慮に努めることとされたことについて、「知らない」「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」と回答した割合は86.5%となっています。
- ○身近な場所に障害者のための施設があることをはじめ、道路、公園や公共施設 を障害者のために配慮することなどの障害者福祉施策を推進することに対し て、「とてもよい」「よい」と回答した割合が7割以上となっています。

(2)障害者福祉基本計画に考慮が必要な課題抽出

前計画における自己評価やアンケート結果、並びに社会情勢等を踏まえ、豊橋市障害者福祉基本計画 (2024-2029) を策定するうえで考慮すべき課題をまとめた結果は次の通りです。

ア 広報活動・ボランティア支援などに関すること

- ☑市民のボランティア活動への関心はあるものの、現在活動していない人は多く なっており、障害者と一般市民が集う機会の創出が必要です。
- ☑福祉イベントなどへの幅広い市民の参加を促進するため、イベントなどに話題性、時事性、社会の動きを反映するなど様々な工夫が必要です。
- ☑ボランティアの安定的な確保のために、より一層の情報提供媒体の拡充や発信 回数を増やすことなどで幅広い周知が必要です。
- ☑ボランティアに関心のある人に障害者支援制度や多様化する支援ニーズがある ことの理解を促進し、相談にきめ細やかな対応ができることが必要です。

イ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止などに関すること

- ☑共生社会の実現に向け障害者を知り理解することを推進するため、インクルーシブ教育の促進が必要です。
- ✓障害のある子とない子が理解する交流の充実のため、福祉教室などのボランティアや障害者講師の人材確保や養成が必要です。
- ☑障害者差別解消法への理解の浸透を確認しながら、事業者に義務となった障害者への合理的配慮などを含めた継続的な周知が必要です。
- ☑養護者への虐待は増加傾向にあると言われていることを踏まえ、関係機関との連携強化を図り、虐待事例の情報共有から障害者虐待への理解を深めることを引き続き行うことが必要です。
- ✓障害者差別解消法や障害者虐待防止法を詳しく知らない人が多いことから、事例などで分かりやすい内容による周知が必要です。

ウ 情報アクセシビリティ*の向上と意思疎通支援などに関すること

- ✓障害者が必要とする情報を的確に把握して、障害特性に合う適切なコミュニケーション手段により迅速に提供することが必要です。
- ☑画像認識、音声認識や文字認識などの技術進展を踏まえ、障害者が容易に情報を受け取ることのできる手段としてデジタル機器を活用しつつ、情報アクセシビリティを向上することが必要です。

エ 障害者教育の振興などに関すること

- ☑障害の早期発見ができる体制の充実が必要です。
- ☑子どもの障害に気付き受容に至るまでの保護者へのフォローや障害児通所支援 事業などへの十分な理解を促すための取組みが必要です。
- ☑特別支援保育を受け入れる保育施設のさらなる拡充や保育士の確保を含め、スキルアップのための研修を充実することが必要です。
- ✓障害者(児)が必要な支援を受けられるように保健、医療、福祉等の連携強化が必要です。

オ 雇用、就業への支援による経済的自立の支援などに関すること

- ☑自立支援協議会就労支援専門部会を中心として、関係機関の連携体制の更なる 強化を図ることが必要です。
- ☑複雑化・複合化した課題を抱えるケースや制度の狭間のケースなどに対して、 多機関協働事業などを通じた継続的支援、参加支援事業を一体的に実施する支援が必要です。
- ☑就労系事業所の増加により事業所間での支援内容や職員のスキルに差が生じないスキルアップや情報交換の在り方について、深堀する検討会が必要です。
- ☑事業所への工賃向上の取組みへの支援や優先調達の拡充が必要です。
- ✓障害者やその家族に、制度を有効活用するための就労系障害福祉サービスの情報提供などが必要となっています。

カ 文化芸術活動やスポーツ等の振興などに関すること

- ✓障害者が、余暇を楽しみ、生きがいをもって生活を送るため、より多くの障害者へ、スポーツ、文化・芸術活動の各種講座、活動団体などを紹介して参加を促進することが必要です。
- ☑障害を気にせず舞台芸術鑑賞や読書をする機会の提供が必要です。

キ 行政等における配慮などに関すること

- ☑障害者理解を促進するため職員研修を継続することが必要です。
- ✓障害特性と踏まえた配慮のためハード・ソフト両面からの計画的な環境整備が必要です。
- ✓障害の違いや程度によって理解程度が異なるため、内容を分かりやすく伝えていくことが必要です。

ク 自立した生活や意思決定の支援を支える相談体制などに関すること

- ☑相談支援や相談機関について「知らない、利用したことがない」が多いため、 サービスの利用方法を含め、更なる周知が必要です。
- ☑強度行動障害者を含め、増加する課題に対応できる更なる相談支援への拡充を するため、関係機関の連携や豊橋市障害自立支援協議会のさらなる強化が必要 です。
- ☑発達障害に係る相談体制を充実するため、専門的知識を有する相談事業所の体制整備やペアレントメンターの育成が必要です。
- ✓障害者の高齢化を踏まえたグループホームの増加や医療的ケア児の移動支援をする事業所の確保が必要です。
- ☑障害者と一緒に暮らしている際に、大人だけで日常的なケアを行うことが難し く、18歳未満の児童によるケアが増えていることが懸念されるため、児童の状 況を改善する対策が必要です。
- ☑障害者の権利擁護のため、成年後見・日常生活自立支援事業の啓発及び適切な フォローを行っていくことが必要です。

ケ 保健・医療の推進などに関すること

- ☑健診従事者のスキル向上の研修や担当職員の医療や制度に関する深い知識を維持することが必要です。
- ☑健康診査などによる生活習慣病やがんなどの早期発見、早期治療を推進することとともに、日頃の健康づくりに取り組む事ができる社会環境整備が必要です。

コ 防災・防犯の推進などに関すること

- ☑避難行動に支援が必要な者への周知や理解を更に進める必要があります。
- ☑避難行動支援者の確保とともに、要支援者情報のメンテナンスを行い、自主防 災会や民生委員に対し遅延なく通知するための連絡体制の整備が必要です。
- ☑個々の障害の特性を含めた避難確保計画の策定との情報共有を進めることが必要です。

サ 安全・安心な生活環境の整備などに関すること

☑道路等の社会資本の老朽化が急速に進んでいることを踏まえ、日常的な修繕を 行いながら、計画的に施設のバリアフリー化を進める必要があります。

7. パブコメ意見について

	未定	

8. 用語解説

あ行

ICT

ICT は「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

あいち障害者福祉プラン 2021-2026

このプランは、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策等を計画的に推進するとともに障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組むために、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法**(児童福祉法)に基づく「障害福祉計画(障害児福祉計画)」を一体化し、より実効性の高い総合的な計画として策定されたものです。基本理念を「全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」とし、計画期間を令和3~8年度までとしています。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本事業は、重層的支援体制整備事業において実施される事業であり、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握することを目的とします。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

悪性新生物

「がん」のことを指し、遺伝子が変化し、異常細胞が増殖した結果起こる病気をいいます。

いきいきフェスタ

豊橋市が定める「市民福祉の日」の記念行事として開催する福祉のお祭りです。市民に「福祉」をより身近に感じていただき、「福祉」への理解を促進するため、平成5年より開催されています。

医療的ケアガイド

医療的ケアが必要な方が、必要な相談や支援につながりやすくなるよう、障害、介護、 医療等の医療的ケアに対応した施設を掲載したガイドブックを豊橋市では発行しています。

医療的ケア児

医療的ケアとは、吸引や経管栄養、圧迫導尿等の医療的な処置を日常的に必要とする障害者に対して、看護師や保健師が医師の指示に従い行う援助をいい、平成24年4月から、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたん吸引等の簡易な医療行為を実施できることとなりました。

医療的ケア児は、生活する中で「医療的ケア」を必要とする子どものことです。近年の新生児医療の発達により、都市部を中心にNICU(新生児集中治療室)が増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなど、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても助かることが多くなってきました。その結果、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にあります。

インクルーシブ教育

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされています。

か行

潰瘍性大腸炎

潰瘍性大腸炎とは大腸に無数の潰瘍ができ、良くなったり悪くなったりを繰り返し、何年にもわたって続く病気です。大腸が全てこの病気におかされ7~8年以上すると大腸癌と合併することもあります。10万人に100人がこの病気にかかるといわれます。

強度行動障害者

強度行動障害者とは 自傷行為や食べられないものを口に入れるなど本人の健康を著しく損ねる行動や、他害行為や何時間も叫ぶなど周囲の人のくらしに著しい影響を及ぼす行動が、高い頻度で連続して起こるため、特別に配慮された支援が必要になってくる障害者のことをいいます。

こども発達センター

豊橋市こども発達センターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図り、子どもの成長発達を支援する療育システムの拠点となる施設として、平成22年4月1日に設置されました。

障害の早期発見・早期療育、障害児のいる家庭への支援、療育関係機関等との連携、地域における療育の技術力向上を施設のコンセプトとしており、子どもの発達について、保護者から相談を受け、子どもの育ちを支えるためにできることを保護者とともに考え、組み立てる、相談と支援のための場所を目指しています。誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心した生活を送ることができるよう、保健所・保健センターとも連携しながら、専門スタッフを配置し、相談、医療、通園事業などの各種サービスを提供しています。

さ行

参加支援事業

本事業は、重層的支援体制整備事業において実施される事業であり、既存の社会参加に向けた事業では対応できない方のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行うことを目的に実施します。

三師会

三師会とは、豊橋市医師会・豊橋市歯科医師会・豊橋市薬剤師会を言います。

ジェネリック医薬品

有効成分の化学構造が先発医薬品と同じであり、先発医薬品の特許期間満了か再審査期間が終了してから承認される医薬品です。新規成分の医薬品が先発医薬品と呼ばれるのに対して後発医薬品と呼ばれます。ジェネリック医薬品は新薬と比較して研究開発費が安くできるため、低価格です。

事業所フェア

障害福祉サービスに関心のある方向けに、障害福祉サービスの種別や事業所ごとの特色を知ってもらえるように毎年開催しているイベントです。市内の日中活動系サービス事業所が集まり、ブースを設けて来場者と直接話をすることができます。

児童相談所

児童福祉法に基づき、児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関として、児童福祉 司や心理判定員*、医師などが配置された施設。具体的には、以下のことを行います。

- ①18 歳未満の児童に関する問題全般について、本人・家族・学校の先生・地域の方々からの相談に応じる。
- ②児童及びその家庭についての必要な調査を行い、医学的・心理学的・教育学的・社会 学的な判定や、精神保健上の判定を行う。
- ③児童及びその保護者についての調査や判定に基づき、必要な指導を行う。④児童の一時保護を行う。

児童発達支援センター

児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。

児童福祉法

昭和 22 年に規定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理 として、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努 めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任 を負う」ことを明示しています。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関(児童福祉審議会、児童福祉司等)を想定し、福祉の措置及び保障、児童福祉施設、費用等について定めています。

障害者基本計画

障害者基本法に基づき、国や都道府県、市町村などの地方公共団体が策定する障害者福祉に関する施策や障害の予防に関する施策推進のための総合的な計画のこと。障害者が社会へ参加できるような施策の推進を図るために策定されます。令和5年公表の障害者基本計画は、障害者基本法に基づくものとしては第5次の計画です。

障害者基本法

障害者の自立、社会参加の支援等のための施策の総合的、計画的な推進を通じて、障害者の福祉を増進することを目的に施行された法律。すべての障害者は、個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持ち、社会、経済、文化、その他の活動に参加する機会が与えられることや、何人も障害を理由として差別することや、権利利益を侵害してはならないことを基本理念として掲げています。昭和45年制定の「心身障害者対策基本法」より改名され、その後の数度の改正により、障害を理由とする差別の禁止、国の障害者基本計画策定と都道府県及び市町村の障害者計画策定の義務付け等が盛り込まれました。平成23年8月の改正では、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会(共生社会)をつくることを目指すことが示されました。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。平成 26 年 1 月 20 日に条約を締結し、同年 2 月 19 日に発効しました。

障害者週間イベント

毎年12月3日から12月9日までの期間は、障害者基本法で「障害者週間」と定められており、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動を積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。豊橋市では、障害者週間に合わせ、毎年障害者週間イベントを開催しており、令和5年度は「とよはしみんなのまちなか絵画展」を開催しました。

障害者自立支援協議会

障害者自立支援法等の一部改正により平成24年4月から法定化され、地方公共団体は協議会を設置するよう努力義務が課せられています。協議会はその地域の福祉、医療、教育、雇用に関連する関係機関や関係者等で構成されており、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

平成 17 年 11 月に「障害者自立支援法」として公布され、平成 25 年 4 月より同法に改称。前法は、身体障害・知的障害・精神障害という障害の種類に関わらず、共通のサービスが利用できる仕組みや全国共通の障害程度区分の導入、就労支援の強化、施設体系の再編、国の費用負担の責任強化を定めていました。同法では、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の定義に難病等の追加、平成 26 年から重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が示されました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として、令和4年5月に制定されました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (障害者優先調達 推進法)

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的に、平成24年6月に公布されています。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティは、英語では "Accessibility" で、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されます。一般的には、「利用者が機器・サービ

スを円滑に利用できること」という場合に使われています。障害の有無などにかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められています。音声や手書き文字などの限られた手段でしか入力できない障害者・高齢者等であっても、情報機器を活用することができる環境によって、情報の提供・入手や交流を容易にし、情報格差をなくすこと。「文字による情報化」「音声による情報化」「絵文字・記号で示すサイン化」などがその代表例です。

自立支援医療 (精神通院医療)

精神科通院医療費の一部を助成する国の制度。原則医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限月額が設けられています。

自立支援医療(育成医療、更生医療)

育成医療・更正医療という別の医療制度に分かれていたものを、平成18年4月から支 給認定の手続、利用者負担の仕組みなどを共通化した制度。原則医療費の1割が自己負担 となりますが、所得に応じて負担上限月額が設けられています。

育成医療は、身体に障害を有する児童で、その障害を除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる 18 歳未満の人が対象となります。

更生医療は、身体障害者福祉法[※]に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人でその障害を軽減する手術等の治療により確実に効果ができる 18 歳以上の人が対象となります。

身体障害者福祉法

「身体障害者福祉法」とは、身体障害者が自立し社会への積極的参加を促すため、援助や保護などを通じて、身体障害者の福祉増進を図ることを目的とした法。「自立への努力」と「機会の確保」を基本理念とし、障害者自らが社会に積極的に参加し、またそれを支援すべく参加機会を設けることの必要性とそれへの協力を唱えています。

心理判定員

児童や障害者の自立のために心理学的な見地から援助を行う専門職。ただし認定資格や 国家資格ではなく、地方公務員となって以後心理関係の仕事(児童相談所[※]、身体障害者 更生相談所など)に配属されて初めて認められる資格です。具体的には、児童や障害者の 心理状況の把握やそのための検査の実施、レクリエーションやクラブ活動などを通じた集 団療法、対話面接による行動観察といった個別療法の指導を行います。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)

精神衛生法(昭和 25 年制定)・精神保健法(精神衛生法を昭和 62 年改正)を平成 7 年に改正。精神障害者への医療と保護を行い、その社会復帰の促進や、その自立と社会への参加を促すとともに必要な援助を行うこと、そして国民の精神的健康の保持及び増進に努めることを柱とする精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする法律。平成 11 年 6 月の改正によって、精神医療審査会の機能強化、移送制度の創設、ホームヘルプサービス等の法定化等が規定されました。

成年後見支援センター

認知症や知的・精神の障害などのため判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所をはじめとしたさまざまな契約を結んだりする必要があっても、自分自身でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

豊橋市成年後見支援センターは、豊橋市における成年後見制度の総合相談窓口として、相談(本人、家族、関係機関からの相談)、親族後見人への支援(すでに後見人等になっている家族や親族への支援)、普及・啓発(講演会や研修会などを開催し、制度や権利擁護について情報発信)、法人後見の受任(必要に応じセンター運営主体である社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会が後見人等となって支援を行う)の業務を行います。

全身性エリテマトーデス

膠原病の中の代表的疾患であり、若い女性に多く、再発・寛解をくり返す全身性(特に 関節、腎臓、粘膜、血管壁)に起こる慢性の炎症性疾患です。多種類の自己抗体とくに抗 核抗体が検出される特徴があり、難病の代表的な疾患の一つです。多くの臓器が障害され るので、臨床像は多彩であり、症状には、発熱、皮膚症状、関節症状、腎症状、精神神経 症状、呼吸器症状、心症状、眼底変化があります。

先天性代謝異常

先天性代謝異常症とは、食べ物に含まれる栄養素を消化・吸収したり、不用になったものを排泄する「代謝」が、生まれつき正常に出来ないために、様々な症状を起こす病気です。生まれた時は全く健康に見えても、適切な対応をとらないと身体障害や発達の遅れ等の障害が発生する恐れがあります。しかし、これらの病気は早期に発見し適切な治療を続けることで、障害の多くを未然に防ぐことができます。こうした取り組みを「新生児マス・スクリーニング」と呼んでおり、世界各国で行われています。

た行

知的障害者更生相談所

知的障害者本人やその家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行い、同時に障害の程度などについて医学的・心理学的・職能的な観点から判定を行う機関。医師や心理判定・ケースワーカー・職能判定員などが相談員として配置され、各都道府県に設置されます。

庁内障害者ワークステーション わくわく

豊橋市役所庁内で、障害者が各部署から依頼される書類印刷、製本、紙折り作業、データ入力等の事務作業や庁舎内外の清掃業務を行いながら、そうした業務経験を通じ将来的に一般就労を目指す場として活用されています。

点訳

点字に訳すことであり、点字訳ともいいます。愛知県では、昭和43年より豊橋市に点字図書館「明生会館」を開設しており、点字・録音図書(刊行物)の貸出しを主たる業務とし、併せて点訳・音訳奉仕者の指導育成、視覚障害者の自立更生を図るための事業を行っています。

統合失調症

統合失調症とは、思考や行動、感情を1つの目的に沿ってまとめていく能力、すなわち 統合する能力が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、ひどくまと まりのない行動が見られる病態です。能力の低下は多くの場合、うつ病や引きこもり、適 応障害などに見られるものと区別しにくいことがあり、確定診断は幻覚、妄想などの症状 によって下されます。幻覚、妄想は比較的薬物療法に反応しますが、その後も、上記の能力低下を改善し社会復帰を促すために長期にわたる治療、支援が必要となります。

特別支援教育

障害のある子どもを対象とする教育支援で、子どもの自立や社会参加を支援することを目的とし、平成19年4月の学校教育法の一部改正以降実施されています。それまで盲・聾各学校や養護学校あるいは小中学校に設置された特殊学級で個別に展開されてきた教育を改め、総合的な特別支援体制を敷いたものです。具体的には、各校の校長が指名した特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援の必要な児童生徒に校内で連携して対応すると同時に、医療や保健、福祉等の学校外の機関とも協力して障害に配慮した教育を行えるようになりました。

とよはし総合相談支援センター(ほっとぴあ)

基幹型の相談支援センターとして、豊橋市の障害者児の相談支援の中核的役割を担う機関です。

な行

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない人の在宅生活を支援する事業です。具体的には、都道府県・指定都市社会福祉協議会(窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施)が主体となって利用者と契約して、福祉サービスの利用援助や苦情解決制度の利用援助、住宅改造・居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等、預金の払戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)、定期的な訪問による生活変化の察知を行います。

パーキンソン病

パーキンソン病は、ジェームズ・パーキンソンが 1817 年に初めて報告した、振戦、筋固縮、無動、姿勢保持障害を 4 大主徴とした進行性神経変性疾患です。中脳黒質の変性によりドパミンの産生が低下するために神経系の機能障害が起ることは分かっていますが、黒質の変性の原因は不明です。発症にほとんど性差はなく、わが国では 10 万人に 100~150 人、60 代以上の発症が多くなっています。初発症状は手足のこわばり、ふるえ、歩行障害であり、日常のすべての動作が遅くなり、表情が乏しく、声が小さく聞き取りにくくなり、次第に転びやすくなります。これらの症状があって、それがパーキンソン病薬の服用により著しく改善されることでパーキンソン病と診断されます。

発達障害者支援法

知的障害を伴わず福祉施策を受けられない発達障害者を救済支援する目的で制定された 法律。国・都道府県・市町村が発達障害者を支援すべきことを明確化し、都道府県ごとの 発達支援センターの設置、乳幼児期や就学時の健康診断での早期発見や早期発達支援の推 進、専門的な医療機関の確保を定めています。

バリアフリー

障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

東三河広域連合

東三河地域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)で それぞれ行っている事務を一括で処理することで、行政サービスの水準を維持するととも に事務の効率化を図るために、平成27年4月に発足しました。

福祉的就労

一般就労(企業的就労)への適応が困難な障害者に配慮された環境への就労で、その場と して授産施設や福祉工場、小規模作業所等があります。これらは、福祉行政のもとで運営 され、障害者には労働法規が適用されず、施設の利用者という立場にあります。

ペアレント・トレーニング

ペアレント・トレーニングは 1960 年代から米国で発展してきました。ペアレント・トレーニングでは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

ペアレント・メンター

ペアレント・メンターとは、自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談 支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレント・メンターは、同じ ような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源について の情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者です(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神保健福祉手帳保持者を雇用している場合は法定雇用率に算定することができます)。

ま行

慢性心疾患

症状が激しくなく経過の長引くような心臓にまつわる病気の総称をいいます。虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞)、心臓弁膜症、期外収縮心筋症、心不全、心房細動、不整脈などがあります。慢性心疾患は小児慢性特定疾病の対象疾病の一つです。小児慢性特定疾病とは、子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病をさしており、平成29年4月1日より、18疾患群(722疾病)がその対象として国に認定されています。

や行

ヤングケアラー

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。「できるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること」を基本コンセプトとし、デザイン対象を障害者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー*」とは異なります。

要約筆記

会議や講演会などで話されている内容の要点をまとめて、紙に書きだす、パソコンに入力し紙に打ち出すなどをして、文字で情報を伝えることです。

9. 各種図表 (計画体系図新旧比較表ほか)

(1)計画の見直し内容等

3 情報パリアフリーの推進

ア 計画の名称



10. 計画策定スケジュール

年月	項目
令和5年 5月	・第1回豊橋市障害者福祉計画策定会議幹事会 ・第1回豊橋市障害者自立支援協議会全体会
7 月	・障害者/市民向けアンケート調査の実施・第2回豊橋市障害者福祉計画策定会議幹事会・第1回豊橋市障害者福祉計画策定会議
8月	第3回豊橋市障害者福祉計画策定会議幹事会第2回豊橋市障害者福祉計画策定会議
9 月	・第2回豊橋市障害者自立支援協議会全体会
10 月	・第4回豊橋市障害者福祉計画策定会議幹事会・第3回豊橋市障害者福祉計画策定会議・豊橋市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
11 月	・豊橋市議会福祉教育委員会
12月 令和6年 1月	・パブリックコメント実施
2月	・第3回豊橋市障害者自立支援協議会全体会

11. 障害者に関係するマークの一例

引用: https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html

【障害者のための国際シンボルマーク】



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する 障害者を限定し、使用されるものではありません。個人の車に表示することは、 国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害者が、車に乗車しているこ とを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示 しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を 免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませ んので、ご理解の上ご使用下さい。

<問い合わせ先> 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523

【盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先> 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL: 03-5291-7885

【身体障害者標識(身体障害者マーク)】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

<問い合わせ先> 警察庁交通局交通企画課 TEL: 03-3581-0141 (代)

【聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)】



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

<問い合わせ先> 警察庁交通局交通企画課 TEL: 03-3581-0141 (代)

【ほじょ犬マーク】



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、 盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害者が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

<問い合わせ先> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL: 03-5253-1111 (代) FAX: 03-3503-1237

【耳マーク】



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮(口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど)についてご協力をお願いします。

<問い合わせ先> 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046

【ヒアリングループマーク】



補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。

<問い合わせ先> 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046

【ヘルプマーク】



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

<問い合わせ先> 東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

TEL: 03-5320-4147

【オストメイト用設備/オストメイト】



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先> 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

TEL: 03-5844-6265 FAX: 03-5844-6294

【ハート・プラスマーク】



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、 じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある人は外見から は分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の人 の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めた い、といったことを希望していることがあります。このマークを着用され ている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力 をお願いします。

<問い合わせ先> 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL: 080-4824-9928

【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】



白杖を頭上50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。

※駅のホームや路上などで視覚に障害者が危険に遭遇しそうな場合は、 白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポート をお願いします。

<問い合わせ先> 岐阜市福祉事務所障がい福祉課 TEL: 058-214-2138 FAX: 058-265-7613

【手話マーク】



きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。

<問い合わせ先> 一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL: 03-3268-8847 FAX: 03-3267-3445

【筆談マーク】



きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

<問い合わせ先> 一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445

【障害者雇用支援マーク】



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援 並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク です。

<問い合わせ先> 公益財団法人ソーシャルサービス協会 TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155